包括許可取扱要領

輸出注意事項１７第７号・平成１７・０２・２３貿局第１号・（H17.2.25）
経済産業省　貿易経済協力局
最終改正：輸出注意事項 2025 第 9 号（R7.4.3 公布、R7.5.28 施行）

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「法」という。）第 48 条第１項の許可であって特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出について一括して許可を行うもの及び法第 25 条第１項の許可であって特定国において特定の技術を提供することを目的とする取引又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引について一括して許可を行うものについて、一般包括許可、特別一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可及び特定子会社包括許可の要件、許可に付する条件、各種手続き及び有効期限等を次のとおり定める。

Ⅰ　一般包括許可

１　一般包括許可の種類

一般包括許可の種類は一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び一般包括役務取引許可とする。

２　一般包括許可の申請者

一般包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

（１）電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成１２年３月３１日付け平成１２・０３・１７貿局第４号・輸出注意事項１２第１５号・輸入注意事項１２第８号。以下「特定手続等運用通達」という。）に定めるところにより申請を行う者

（２）次の①又は②のいずれかに該当する者

①　輸出者等遵守基準を定める省令（平成２１年経済産業省令第６０号）第１条第一号イに定める該非確認責任者及び同条第二号イに定める統括責任者を選定し、申請時に、これらの者について経済産業大臣に登録を行う者

②　「輸出管理内部規程の届出等について」（平成１７・０２・２３貿局第６号輸出注意事項１７第９号）別紙１に定める外為法等遵守事項を全て含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。以下「輸出管理内部規程」という。）の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、経済産業省貿易経済安全保障局安全保障貿易検査官室（以下「安全保障貿易検査官室」という。）から「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程受理票（以下「輸出管理内部規程受理票」という。）及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（以下「チェックリスト受理票」という。）の交付を受けている者。

３　一般包括許可の要件

（１）一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可

申請者が、以下の①若しくは②のいずれか又は両方の行為を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を行う。

①　輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号。以下「輸出令」という。）別表第３に掲げる地域を仕向地として同表第１の２から１４までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合

②　輸出令別表第３に掲げる地域において外国為替令（昭和５５年政令第２６０号。以下「外為令」という。）別表の２から１４までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は輸出令別表第３に掲げる地域の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合

（２）一般包括役務取引許可

申請者が、輸出令別表第３に掲げる地域において外為令別表の２から１４までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は輸出令別表第３に掲げる地域の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、一般包括役務取引許可を行う。

４　一般包括許可の範囲

（１）一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は、以下の①に該当する輸出及び②に該当する役務取引とする。ただし、輸出令別表第３の２又は同表第４に掲げる地域を経由地とする輸出は、適用できない。

なお、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第２５条第３項第一号に掲げる行為については、外為令第１７条第２項の規定に基づく許可を要しない。

①　別表Ａにおいて「一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出

②　別表Ｂにおいて「一般」と表記された欄にあたる技術（使用に係るプログラムに限る（ソースコードが提供されるものを除く。）。）及びその提供地（技術の提供を受ける非居住者が属する外国を含む。以下同じ。）の組合せとなる取引。ただし、提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても輸出令別表第３に掲げる地域であることを要する。

（２）一般包括役務取引許可

一般包括役務取引許可の範囲は、以下に該当する役務取引とする。なお、一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第２５条第３項第一号に掲げる行為については、外為令第１７条第２項の規定に基づく許可を要しない。

別表Ｂにおいて「一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せとなる

取引。ただし、提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても輸出令別表第３に掲げる地域であることを要する。

５　一般包括許可の申請手続

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び一般包括役務取引許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき申請を行わなければならない。

なお、２の（２）②の要件により申請を行う者については、チェックリスト受理票（申請前１３月の間に発行されたものであって、最新のものに限る。）の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出しなければならない。

６　一般包括許可の条件

（１）一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可には、別表１の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

（２）一般包括役務取引許可の条件

一般包括役務取引許可には、別表２の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

７　一般包括許可の変更

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は一般包括役務取引許可を受けた者は、申請者名又は住所を変更したときは、特定手続等運用通達の定めるところにより、新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

なお、２の（２）②の要件により申請を行った者が申請者名又は住所を変更したときは、変更後のチェックリスト受理票の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出しなければならない。

また、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、一般包括許可の変更を要しない。

８　一般包括許可の申請窓口

一般包括許可の申請は、経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における一般包括許可の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。

・関東経済産業局（さいたま市）及び横浜通商事務所（横浜市）・・・全国
・中部経済産業局（名古屋市）　・・・全国
・近畿経済産業局（大阪市）及び神戸通商事務所（神戸市）・・・全国
・上記以外の経済産業局（北海道経済産業局（札幌市）、東北経済産業局（仙台市）、中国経済産業局（広島市）、四国経済産業局（高松市）、九州経済産業局（福岡市））・・・経済産業省組織令（平成１２年政令第２５４号。）第１０２条に掲げる管轄

地域

・沖縄総合事務局・・・内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４４条に掲げる地域

（注）上記（ ）内は、所在地を示す。

９　一般包括許可の有効期限

一般包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して３年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。ただし、７に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

１０　一般包括許可の更新

（１）９にかかわらず、一般包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して３年を超えない範囲内において更新を行う。

（２）更新申請の時期

一般包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする一般包括許可の有効期限の３月前の日から申請を行うことができる。

（３）更新のための手続

一般包括許可の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に定めるところにより手続きを行わなければならない。

なお、２の（２）②の要件により申請を行った者については、チェックリスト受理票（５に同じ。）の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出すること。

１１　一般包括許可の取消及び失効

（１）一般包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、一般包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、２若しくは３の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式５）の提出により、２（２）②の要件を満たさなくなり、かつ、２（２）①の要件も満たさないときは、当該許可は失効する。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

（２）一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び一般包括役務取引許可を受けた場合の一時失効

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び一般包括役務取引許可を受けた者が一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用できる技術を一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可によって提供したときには、当

該技術の提供に限り、一般包括役務取引許可は失効していたものとみなす。

同様に、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び一般包括役務取引許可を受けた者が一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用できる技術を一般包括役務取引許可によって提供したときには、当該技術の提供に限り、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は失効していたものとみなす。

（３）一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可を受けた場合の一時失効

一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可を受けた者がそれぞれの包括許可を適用できる貨物又は技術を特別一般包括許可又は特定包括許可によって輸出又は提供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、一般包括許可は失効していたものとみなす。

Ⅱ　特別一般包括許可

１　特別一般包括許可の種類

特別一般包括許可の種類は特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び特別一般包括役務取引許可とする。

２　特別一般包括許可の申請者

特別一般包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、関税法（昭和２９年法律第６１号）第６７条の３第１項第１号に規定する特定輸出者（以下「特定輸出者」という。）が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の申請を行う場合は、（３）に該当することを要しない。

（１）特定手続等運用通達に定めるところにより申請を行う者

（２）輸出管理内部規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者。

（３）安全保障貿易検査官室による外為法等遵守事項の実施状況調査（立入検査又は書面検査（音声の送受信により同時に通話をすることができる方法による検査を含む。）をいう。以下同じ。）を受けている者（実施状況調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。）

（４）輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき内部審査を実施した上で貨物の輸出又は技術の提供を行ったことがある者

注）（３）及び（４）の要件を満たす者から、分社化等によりこれらを事実上承継している者による申請のときは、原則として、（３）及び（４）の要件を満たす者とする。

なお、特別一般包括許可申請明細書に実施状況調査を受けていること及び貨物の輸出等に係る輸出管理内部規程に基づく内部審査体制を事実上承継している旨を記載すること。

３　特別一般包括許可の要件

（１）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可

申請者が、以下の①若しくは②のいずれか又は両方の行為を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を行う。

① 特定の地域を仕向地として輸出令別表第１の２から１５までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合

② 特定国において外為令別表の２から１５までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合

（２）特別一般包括役務取引許可

申請者が、特定国において外為令別表の２から１５までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特別一般包括役務取引許可を行う。

４ 特別一般包括許可の範囲

（１）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は次の①から③までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、輸出令別表第３の２若しくは同表第４に掲げる地域を経由地とする輸出、輸出令別表第２の４に掲げる地域を仕向地とする輸出（令和５年経済産業省告示第１６２号（輸出貿易管理令第２条第１項第一号の六、第一号の七及び第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で指定する者。以下同じ。）第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）又は令和５年経済産業省告示第１６２号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務提供は、適用できない。

なお、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第２５条第３項第一号に掲げる行為については、外為令第１７条第２項の規定に基づく許可を要しない。

① 別表Ａにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出。ただし、次のいずれかに該当する場合は、需要者が確定しているものに限る。

イ 輸出令別表第１の１の項（３）に掲げる貨物のうち、「と地域②」を仕向地とする産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品であって、自動車用エアバックガス発生器又は自動車用シートベルト引っ張り固定器に用いられるもの（次のいずれかに該当するものに限る。）

① 申請者が株式の過半数を有する者を需要者とするもの

② 需要者の株式の所有状況等について、①と実質的に同等と特に認められる者を需要者とするもの

ロ 輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）のうち、「り地

域」を仕向地とするもの

ハ　輸出令別表第１の２の項（３３）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第３８号イに該当するもののうち、「ろ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、半導体を製造する者を需要者とするもの

ニ　輸出令別表第１の３の項（２）７又は９に掲げる貨物（貨物等省令第１条第３８号又は第４０号に該当するものを除く。）のうち、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの

ホ　輸出令別表第１の３の２項（２）４に掲げる貨物であって、貨物等省令第２条の２第２項第４号の２に該当するもののうち、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、半導体を製造する者を需要者とするもの

ヘ　輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする高分子材料（複合材料を含み、貨物等省令第３条第７号に規定するものを除く。以下同じ。）の製造工程に用いられるもの

②　輸出令別表第１の２から１５までの項の中欄に掲げる貨物の輸出のうち、外国から輸入された貨物を返送するために行われる輸出であって、次のいずれかに該当するもの（以下単に「返送に係る輸出」という。）。

イ　本邦から輸出された貨物の評価、検査、修理又は交換のために輸入された貨物（本邦から輸出された貨物が組み込まれた他の貨物を含む。）の輸出（当初の輸出時から当該貨物の性能、特性等が向上しない場合に限る。）

ロ　本邦に輸入された貨物の種類、品質（故障を含む。）、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出（輸入時から当該貨物の性能、特性等が向上しない場合に限る。）

ハ　当該貨物の分析、評価等のために無償で一時的に本邦に持ち込まれた貨物の返送のために無償で行われる輸出であって、その輸入の許可の日から一年以内に行われるもの（輸入時から当該貨物の性能、特性等が向上しない場合に限る。）

なお、返送に係る輸出に該当する輸出であって、輸出令別表第１の２から１５までの項の中欄に掲げる貨物であるか１６の項の中欄に掲げる貨物であるか必ずしも明らかでないものの輸出についても、別表３左欄の条件を履行する限りにおいて、返送に係る輸出と同様の取扱をもって輸出申告を行うことができるものとする。

③　別表Ｂにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる技術（使用に係るプログラムに限る（ソースコードが提供されるものを除く。）。）及びその提供地の組合せとなる取引。ただし、提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特別一般」と表記されていることを要する。なお、次のいずれかに該当する場合は、利用する者が確定しているものに限る。

イ　外為令別表の２の項（２）に掲げる技術であって、貨物等省令第１５条第２項に該当するプログラム（輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」を提供地とするもの

ロ　外為令別表の４の項（１）に掲げる技術であって、貨物等省令第１６条第１項第８号に該当するプログラム（輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物であって、貨物等省令第３条第９号の２に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とするもの

（２）特別一般包括役務取引許可

特別一般包括役務取引許可の範囲は次の①又は②のいずれかに該当する役務取引とする。ただし、令和５年経済産業省告示第１６２号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。

なお、特別一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第２５条第３項第一号に掲げる行為については、外為令第１７条第２項の規定に基づく許可を要しない。

①　別表Ｂにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せとなる取引。ただし、提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特別一般」と表記されていることを要する。なお、次のいずれかに該当する場合は、利用する者が確定しているものに限る。

イ　外為令別表の２の項（２）に掲げる技術であって、貨物等省令第１５条第２項に該当するプログラム（輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」を提供地とするもの

ロ　外為令別表の４の項（１）に掲げる技術であって、貨物等省令第１６条第１項第８号に該当するプログラム（輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物であって、貨物等省令第３条第９号の２に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とするもの

②　外為令別表の２から１５までの項の中欄に掲げる技術を輸出令別表第３の２及び同表第４に掲げる地域以外の外国において提供する取引又は当該外国の非居住者に提供する取引のうち、外国から提供された、又は外国の非居住者から提供された技術（以下単に「外国から提供された技術」という。）を返送するために行われる技術の提供であって次のいずれかに該当するもの（以下単に「返送に係る技術の提供」という。）

イ　返送に係る輸出に際して行われる、輸出される貨物に内蔵又は付随する技術デー

タの提供（当該技術の性能、特性等が向上しない場合に限る。）

ロ　本邦から提供された技術であって、評価、検査、修正又は交換等のために返送された技術の再提供（当初の提供時から当該技術の性能、特性等の変更がないか又は軽微な変更に留まる場合に限る。）

ハ　外国から提供された技術の種類、品質（故障を含む。）、数量等が契約の内容と相違する等技術の提供を受けた者の予期しなかったものであるために行われる返送のための技術の提供（提供を受けた時から当該技術の性能、特性等が向上しない場合に限る。）

ニ　当該技術の分析、評価等のために無償で一時的に外国から提供された技術の返送のために無償で行われる技術の提供であって、提供を受けた日から一年以内に行われるもの（提供を受けた時から当該技術の性能、特性等の変更がないか又は軽微な変更に留まる場合に限る。）

なお、返送に係る技術の提供に該当する技術の提供であって、外為令別表の２から１５までの項の中欄に掲げる技術であるか１６の項の中欄に掲げる技術であるか必ずしも明らかでないものの提供についても、別表４左欄の条件を履行する限りにおいて、返送に係る技術の提供と同様の取扱を行うことができるものとする。

５　特別一般包括許可の申請手続

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括役務取引許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、次の（イ）及び（ロ）の書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（イ）チェックリスト受理票（Ｉの５に同じ。）の写し・・・１通

（ロ）特定輸出者承認書の写し（２の（３）の実施状況調査を受けていない者が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の申請を行う場合に限る。）・・・１通

６　特別一般包括許可の条件

（１）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可には、別表３の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

（２）特別一般包括役務取引許可

特別一般包括役務取引許可には、別表４の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

７　特別一般包括許可の変更

（１）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括役務取引許可を受けた者は、申請者名又は住所を変更したときは、特定手続等運用通達の定めるところにより、新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

（２）申請者名又は住所を変更したときは、変更後のチェックリスト受理票の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出しなければならない。

なお、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、特別一般包括許可の変更を要しない。

8　特別一般包括許可の申請窓口

特別一般包括許可の申請は、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における特別一般包括許可の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。

・関東経済産業局（さいたま市）及び横浜通商事務所（横浜市）・・・全国
・中部経済産業局（名古屋市）　・・・全国
・近畿経済産業局（大阪市）及び神戸通商事務所（神戸市）・・・全国
・上記以外の経済産業局（北海道経済産業局（札幌市）、東北経済産業局（仙台市）、中国経済産業局（広島市）、四国経済産業局（高松市）、九州経済産業局（福岡市））・・・経済産業省組織令（平成１２年政令第２５４号。）第１０２条に掲げる管轄地域
・沖縄総合事務局・・・内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４４条に掲げる地域

（注）上記（ ）内は、所在地を示す。

9　特別一般包括許可の有効期限

特別一般包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して３年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。ただし、７に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

１０　特別一般包括許可の更新

（１）９にかかわらず、特別一般包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して３年を超えない範囲内において更新を行う。

（２）更新申請の時期

特別一般包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特別一般包括許可の有効期限の３月前の日から申請を行うことができる。ただし、特定手続等運用通達に定めるところにより申請を行った者以外の者が、特定手続等運用通達により更新する場合は、更新しようとする特別一般包括許可の有効期限の３月前の日以前に申請を行うことができるが、更新される許可の有効期限については、（１）の規定にかかわらず、当該更新を行う日から起算して３年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

（３）更新のための手続

特別一般包括許可の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、次の（イ）及び（ロ）の書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（イ）チェックリスト受理票（Ｉの５に同じ。）の写し・・・１通

（ロ）原許可証の写し・・・１通

なお、原許可証を発行した申請窓口と異なる申請窓口に対して更新の申請を行うときは、その旨特別一般包括許可申請明細書に明記しなければならない。

１１　特別一般包括許可の取消及び失効

（１）特別一般包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、特別一般包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、２若しくは３の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式５）の提出により、２（２）の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効する。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

（２）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び特別一般包括役務取引許可を受けた場合の一時失効

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び特別一般包括役務取引許可を受けた者が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用できる技術を特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可によって提供したときには、当該技術の提供に限り、特別一般包括役務取引許可は失効していたものとみなす。

同様に、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び特別一般包括役務取引許可を受けた者が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用できる技術を特別一般包括役務取引許可によって提供したときには、当該技術の提供に限り、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は失効していたものとみなす。

（３）一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可を受けた場合の一時失効

一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可を受けた者がそれぞれの包括許可を適用できる貨物又は技術を一般包括許可又は特定包括許可によって輸出又は提供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別一般包括許可は失効していたものとみなす。

Ⅲ　特定包括許可

１　特定包括許可の種類

特定包括許可の種類は、特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可とする。

２　特定包括許可の申請者

特定包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、特定輸出者が特定包括輸出許可の申請を行う場合は、（３）に該当することを要しない。

（１）特定手続等運用通達に定めるところにより申請を行う者
（２）輸出管理内部規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者。
（３）実施状況調査を受けている者（実施状況調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。また、実施状況調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実施状況調査を省略する。）
（４）輸入者（買主及び荷受人をいう。以下同じ。）及び需要者（輸出された貨物を費消し、又は加工する者をいう。以下同じ。）との間で、又は取引の相手方及び利用する者（その取引に係る技術の提供を受けて利用する者をいう。以下同じ。）との間で、それぞれ５（５）に定めるいずれかの継続的な取引関係等を有する者
（５）輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき内部審査を実施した上で貨物の輸出又は技術の提供を行ったことがある者

３　特定包括許可の要件
（１）特定包括輸出許可
申請者が、継続的な取引関係等を有する同一の相手方に対して輸出令別表第１の１から１４までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括輸出許可を行う。
なお、継続的な取引関係等を有する輸入者又は需要者の要件は以下のとおり。
（イ）需要者が確定していること。
（ロ）輸入者及び需要者の存在及び事業内容が明らかであると認められること。
（ハ）申請者に対し特定包括輸出許可により輸出された貨物を適切に管理することを内容とする誓約書を提出していること（需要者に限る）。
（ニ）輸入者と需要者が異なる場合は、契約書その他の申請者が入手した文書等により、輸出しようとする貨物が需要者に到達することが確からしいか確認できること。
（２）特定包括役務取引許可
申請者が、継続的な取引関係等を有する同一の者との間で行う外為令別表の１から１４までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括役務取引許可を行う。
なお、継続的な取引関係等を有する取引の相手方又は利用する者の要件は以下のとおり
（イ）利用する者が確定していること。
（ロ）取引の相手方及び利用する者の存在及び事業内容が明らかであると認められること。
（ハ）申請者に対し特定包括役務取引許可により提供される技術を適切に管理することを内容とする誓約書を提出していること（利用する者に限る）。
（ニ）取引の相手方と利用する者が異なる場合は、契約書その他の申請者が入手した文書等により、提供しようとする技術が利用する者に到達することが確からしいか確

認できること。

4　特定包括許可の範囲

（1）特定包括輸出許可

特定包括輸出許可の範囲は、別表Ａにおいて「特定」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せのうち許可証に記載されたものとする。ただし、輸出令別表第３の２若しくは同表第４に掲げる地域を経由地とする輸出又は輸出令別表第２の４に掲げる地域を仕向地とする輸出（令和５年経済産業省告示第１６２号第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）は、適用できない。

（2）特定包括役務取引許可

特定包括役務取引許可の範囲は、別表Ｂにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せのうち許可証に記載されたものとする（提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特定」と表記されていることを要する。）。ただし、令和５年経済産業省告示第１６２号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。

なお、特定包括役務取引許可が認められる取引に関する法第２５条第３項第一号に掲げる行為については、外為令第１７条第２項の規定に基づく許可を要しない。

5　特定包括許可の申請手続

（1）特定包括輸出許可

特定包括輸出許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、（4）の関係書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（2）特定包括役務取引許可

特定包括役務取引許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、（4）の関係書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（3）申請窓口

特定包括許可の申請は、経済産業省貿易経済安全保障局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に行わなければならない。

（4）申請に必要な書類

特定包括許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、次の（イ）から（ホ）までの書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（注１）特定手続等運用通達に定めるところにより申請する場合であって、特定包括輸出許可を申請する輸出に係る貨物の範囲が同一の場合は、同一の申請により複数の仕向地、買主及び荷受人・需要者について申請することができる。

（注２）特定手続等運用通達に定めるところにより申請する場合であって、特定包括役務取引許可を申請する役務取引の内容が同一の場合は、同一の申請により複数の提供地、取引の相手方及び利用する者について申請することができる。

（イ）チェックリスト受理票（Ｉの５に同じ。）の写し・・・１通

（ロ）特定輸出者承認書の写し（２の（３）の実施状況調査を受けていない者が特定包括輸出許可の申請を行う場合に限る。）・・・１通

（ハ）輸入者又は取引の相手方の概要の説明書　・・・１通

（輸入者と需要者が異なる場合にあっては需要者を含み、取引の相手方と利用する者が異なる場合にあっては利用する者を含む。）

① 需要者の所在地、事業内容、組織、資本関係、主な販売先等に係る説明書

② 「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成 24 年４月２日付け平成 24・03・23 貿局第１号・輸出注意事項 24 第 18 号）（以下、「提出書類通達」という。）の別記１の（オ）に規定する書類。）

（ニ）継続的な取引実績又は見込みを示す書類・・・１通

（注１）（５）の①ｃ）又は②ｃ）に該当する場合にあっては、（ニ）の書類として、一のプラントに係る取引の契約書（取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。（例えば：注文書等））を提出すること。

また、原本の写しを提出するものとする。

（注２）（５）の①ｄ）又は②ｄ）に該当する場合にあっては、（ニ）の書類として、許可を受けて輸出した貨物については許可証の写しを提出すること。また、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年１１月６日付け６２貿局第３２２号・輸出注意事項６２第１１号。以下「運用通達」という。）１－１の(7)の(ｲ)のただし書により、輸出令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い輸出した貨物については、輸出申告書の写し、輸出許可通知書の写し、輸出管理内部規程に基づき実施した内部審査資料の写し及び当該貨物が組み込まれている装置の概要（例えば：装置の外観図、装置内の配管図、装置の設置レイアウト、当該貨物の型番がわかるもの等）を提出すること。

（注３）別表１０に掲げる貨物の輸出又は技術の提供にあっては許可申請日前１年以内にⅡの特別一般包括許可を利用した取引実績（様式第２４）を提出すること。

（ホ）需要者の誓約書

① 特定包括輸出許可申請の場合

提出書類通達様式２の誓約書・・・原本の写し１通

② 特定包括役務取引許可申請の場合

提出書類通達様式２の誓約書・・・原本の写し１通

（注１）①及び②の誓約書の記載については、提出書類通達別記１（カ）及び別記２に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

・貨物等の説明（同様式２第２節（a））の欄及び契約番号/契約のサイン日（同様式２第２節（ｃ））の欄は、輸出者と包括的な契約等があれば、その契約書等に記載されている貨物等及び契約番号を記載すること。（５）の①ｄ）又は②ｄ）に該当する場合には、該当する輸出許可の許可番号及び許可日を記載すること。該当する契約等がない場合には、貨物等の説明（同様式２第２節（a））の欄に、予定するまたは想定される貨物等

の内容を記載し、契約番号／契約のサイン日（同様式２第２節（ｃ））は空欄で構わない。

・輸出する貨物等の数量・重量（同様式２第２節（ｂ））は空欄で構わない。

・貨物等の用途（同様式第２第３節（ａ））は、同様式２第２節（ａ）に記載した貨物等の用途を記載すること。

（注２）輸出する貨物又は提供する技術が化学兵器禁止条約により規制されるものについては、需要者から取得する誓約書は、提出書類通達様式４によるものとする。

（注１）（５）の①ｃ）又は②ｃ）に該当する場合であって、当該一のプラントに係る特定包括許可証を保有する者が既に存在しており、（ニ）の書類で申請者が当該プラントの取引に関与していることが確認できる場合には、（ハ）の書類の提出を不要とすることができる。ただし、輸入者と需要者又は取引の相手方と利用する者が異なる場合はこの限りではない。

また、（５）の①ｃ）又は②ｃ）に該当する場合であって、（ホ）の書類に申請者名が、宛先の一つに含まれていること、かつ、誓約書の貨物等の欄の記載内容に申請貨物が含まれている場合には、一のプラントの取引に関与している申請者間で（ホ）の書類を共有することができる。

（注２）必要に応じて、上記（イ）から（ホ）まで以外の書類の提出を求めることがある。

（５）継続的な取引関係等について

継続的な取引関係等とは次の①のａ）からｄ）までのいずれか又は②のａ）からｄ）までのいずれかに該当するものをいう。

①　輸入者又は取引の相手方について

ａ）許可申請日前１年以内のいずれかの月の初日を期間の初日とする１年間に、貨物の輸出にあっては同一の輸入者向けの輸出許可取得件数が６件以上、役務取引にあっては同一の取引の相手方への技術提供に係る役務取引許可取得件数が３件以上であるもの又はこれらであることが見込まれるもの

なお、別表９に掲げる貨物の輸出にあっては許可申請日前１年以内のいずれかの月の初日を期間の初日とする１年間に、同一の輸入者向けの輸出許可取得件数が３件以上であるもの

ただし、別表１０に掲げる貨物又は技術の輸出又は提供について許可申請日前１年以内にⅡの特別一般包括許可に基づき同一の輸入者又は取引の相手方向けに２件以上取引した実績を様式第２４に基づき示すことができる場合には、当該実績をもってこれらのものに代えることができる。

ｂ）許可申請日前の３年間におけるそれぞれの１年間に、輸出にあっては同一の輸入者向けの輸出許可取得件数が２件以上、役務取引にあっては同一の取引の相手方への技術提供に係る役務取引許可取得件数が１件以上であるもの

なお、別表９に掲げる貨物の輸出にあっては許可申請日前の３年間におけるそれぞれの１年間に、同一の輸入者向けの輸出許可取得件数が１件以上であるもの

ｃ）一のプラント（鉱工業生産設備、電気若しくはガス供給設備、放送若しくは通信設備、水道施設、教育、研究若しくは医療施設、交通施設、かんがい施設、石油の

貯蔵若しくは輸送施設、蒸気供給設備又はこれらに類する設備若しくは施設であって、一の機能を営むために配置され、又は組み合わされた機械、装置又は工作物の総合体をいう。以下同じ。）に係る輸出又は技術の提供であって、特定の輸入者又は取引の相手方向けに行われることが見込まれるもの

d）許可を受けて輸出した貨物又は運用通達１－１の(7)の(ｲ)のただし書きにより、輸出令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可を受けた同一の輸入者向け又は運用通達１－１の(7)の(ｲ)のただし書により、輸出令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い輸出した貨物の輸入者と同一の輸入者の輸出であるもの

・輸出令別表第１の２の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器
・輸出令別表第１の２の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置
・輸出令別表第１の２の項(33)に掲げる圧力計のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる圧力計
・輸出令別表第１の２の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品（ただし、半導体の露光装置用の電源に限る）
・輸出令別表第１の３の項(2) ７に掲げる弁又は９に掲げるポンプ
・輸出令別表第１の３の２の項(2) ４に掲げるクロスフローろ過用の装置の部分品
・輸出令別表第１の４の項(8)に掲げる連続式の混合機（部分品に限る）

② 需要者（輸入者と需要者が異なる場合）又は利用する者（取引の相手方と利用する者が異なる場合）について

a）許可申請日前１年以内のいずれかの月の初日を期間の初日とする１年間に、貨物の輸出にあっては同一の需要者向けの輸出許可取得件数及び輸出許可取得件数が６件以上ある同一の輸入者との間の当該許可を受けた輸出に係る貨物の取引の件数の合計が６件以上、役務取引にあっては同一の利用する者への技術提供に係る役務取引許可取得件数が３件以上であるもの又はこれらであることが見込まれるもの

なお、別表９に掲げる貨物の輸出にあっては許可申請日前１年以内のいずれかの月の初日を期間の初日とする１年間に、同一の需要者向けの輸出許可取得件数及び輸出許可取得件数が３件以上ある同一の輸入者との間の当該許可を受けた輸出に係る貨物の取引の合計が３件以上であるもの

ただし、別表１０に掲げる貨物又は技術の輸出又は提供について許可申請日前１年以内にⅡの特別一般包括許可に基づき同一の輸入者又は取引の相手方向けに２件以上取引した実績を様式第２４に基づき示すことができる場合には、当該実績をもってこれらのものに代えることができる。

b）許可申請日前の３年間におけるそれぞれの１年間に、輸出にあっては同一の需要者向けの輸出許可取得件数が２件以上、役務取引にあっては同一の利用する者への技術提供に係る役務取引許可取得件数が１件以上であるもの

なお、別表９に掲げる貨物の輸出にあっては許可申請日前の３年間におけるそれぞれの１年間に、同一の需要者向けの輸出許可取得件数が１件以上であるもの

ｃ）一のプラントに係る輸出又は技術の提供であって、特定の需要者又は利用する者向けに行われることが見込まれるもの

ｄ）許可を受けて輸出した貨物又は運用通達１－１の(7)の(ｲ)のただし書きにより、輸出令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可を受けた同一の需要者向け又は運用通達１－１の(7)の(ｲ)のただし書きにより、輸出令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い輸出した貨物の需要者と同一の需要者向けの輸出であるもの

・輸出令別表第１の２の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器

・輸出令別表第１の２の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置

・輸出令別表第１の２の項(33)に掲げる圧力計のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる圧力計

・輸出令別表第１の２の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品（ただし、半導体の露光装置用の電源に限る）

・輸出令別表第１の３の項(2) ７に掲げる弁又は９に掲げるポンプ

・輸出令別表第１の３の２の項(2) ４に掲げるクロスフローろ過用の装置の部分品

・輸出令別表第１の４の項(8)に掲げる連続式の混合機（部分品に限る）

６　特定包括許可の条件

（１）特定包括輸出許可

特定包括輸出許可には、別表５の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

（２）特定包括役務取引許可

特定包括役務取引許可には、別表６の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

７　特定包括許可の変更

（１）特定包括許可を受けた者は、申請者、買主、荷受人、需要者、取引の相手方若しくは利用する者の名称若しくは住所に変更が生じたとき又は取引の内容を変更しようとするときは、特定手続等運用通達の定めるところにより、新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

（２）特定包括許可の変更手続

申請者名、住所又は取引の内容の変更をしたときは、特定手続等運用通達に基づき、変更に係る次の書類（ただし、当該変更に係るものに限る。）を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（イ）申請者、輸入者、需要者、取引の相手方又は利用する者の名称又は住所について変更が生じたとき。

ただし、②及び③については、対象となる輸入者、取引の相手方、需要者又は利用する者に係るものに限る。また、⑤については、申請者に係る変更が生じたときに限る。

① 特定包括許可の変更に係る申請理由書（様式第６）・・・１通

② 輸入者又は取引の相手方の概要の説明書（５（４）（ハ）に同じ。）・・・１通

③ 登記簿謄本等変更を証する書類・・・１通

④ 原許可証の写し・・・１通

⑤ 変更後のチェックリスト受理票（Ｉの５に同じ。）の写し・・・１通

（ロ）輸入者、需要者、取引の相手方又は利用する者を追加しようとするとき。

ただし、②から④については、対象となる輸入者、取引の相手方、需要者又は利用する者に係るものに限る。

① 特定包括許可の変更に係る申請理由書 ・・・１通

② 輸入者又は取引の相手方の概要の説明書（５（４）（ハ）に同じ。）・・・１通

③ 継続的な取引実績又は見込みを示す書類・・・１通

④ ５（４）（ホ）の誓約書

⑤ 原許可証の写し・・・１通

（ハ）許可を受けた輸入者、需要者、取引の相手方又は利用する者を削除しようとするとき。

① 特定包括許可の変更に係る申請理由書・・・１通

② 原許可証の写し・・・１通

（ニ）許可を受けた輸出に係る貨物又は役務取引の内容について変更しようとするとき。

① 特定包括許可の変更に係る申請理由書・・・１通

② 原許可証の写し・・・１通

（ホ）５（５）の① d）又は５（５）の② d）に該当する場合であって、許可を受けた輸出に係る貨物又は運用通達１－１の(7)の(ｲ)のただし書きにより、輸出令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱った輸出に係る貨物の内容を追加しようとするとき。

① 特定包括許可の変更に係る申請理由書 ・・・１通

② 許可を受けた輸出に係る貨物については、追加する内容に該当する、個別許可を受けた輸出許可証の写し・・・１通

運用通達１－１の(7)の(ｲ)のただし書きにより、輸出令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱った輸出に係る貨物については、輸出申告書、輸出許可通知書の写し及び輸出管理内部規程に基づき実施した内部審査資料の写し、当該貨物が組み込まれている装置の概要（例えば：装置の外観図、装置内の配管図、装置の設置レイアウト、当該貨物の型番がわかるもの等）・・・各１通

③ ５（４）（ホ）の誓約書

④ 原許可証の写し・・・１通

（注）必要に応じて、上記（イ）から（ホ）以外の書類の提出を求めることがある。

なお、法人の代表者名が変更された場合又は単なる住居表示の変更の場合は、特定包括許可の変更を要しない。

8　特定包括許可の有効期限

特定包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して３年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、７に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

9　特定包括許可の更新

（1）８にかかわらず、特定包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して３年を超えない範囲内において更新を行う。

（2）更新申請の時期

特定包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特定包括許可の有効期限の３月前の日から申請を行うことができる。ただし、特定手続等運用通達に定めるところにより申請を行った者以外の者が、特定手続等運用通達により更新する場合は、更新しようとする特定包括許可の有効期限の３月前の日以前に申請を行うことができるが、更新される許可の有効期限については、（1）の規定にかかわらず、当該更新を行う日から起算して３年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

（3）更新のための手続

特定包括許可の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、次の（イ）から（ホ）までの書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（イ）チェックリスト受理票（Ｉの５に同じ。）の写し・・・１通

（ロ）輸入者又は取引の相手方の概要の説明書（５（４）（ハ）に同じ。）・・・１通

（ハ）原許可証の有効期間中における利用実績を示す書類　・・・１通

（ニ）５（４）（ホ）の誓約書

（ホ）原許可証の写し　・・・１通

（注）必要に応じて、上記（イ）から（ホ）まで以外の書類の提出を求めることがある。

１０　特定包括許可の取消及び失効

（1）特定包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、特定包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、２若しくは３の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式５）の提出により、２（２）の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効する。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

（２）特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた場合の一時失効

特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた者が特定包括許可を適用できる貨物又は技術を特別返品等包括許可によって輸出又は提供をしたときは、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特定包括許可は失効していたものとみなす。

（３）一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可を受けた場合の一時失効

一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括輸出許可を受けた者がそれぞれの包括許可を適用できる貨物又は技術を一般包括許可又は特別一般包括許可によって輸出又は提供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特定包括許可は失効していたものとみなす。

Ⅳ　特別返品等包括許可

１　特別返品等包括許可の種類

特別返品等包括許可の種類は、特別返品等包括輸出・役務取引許可とする。

２　特別返品等包括許可の申請者

特別返品等包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

（１）以下の①から④までの実施体制を整備している者

① 輸出者等遵守基準省令第１条第一号イに定める該非確認責任者及び同条第二号イに定める統括責任者を選定すること。

② 特別返品等包括許可に関する管理責任者及び担当者を明確にすること。

③ 特別返品等包括許可に基づく貨物の輸出又は技術の提供について、管理責任者の承認の下に適切に行うこと。

④ 特別返品等包括許可に基づいて輸出をした貨物又は提供した技術であって、本邦に積み戻すべきもの又は回収を行うべきものについては、本邦に確実に積み戻し又は回収を行うこと。

（２）以下の①から③までのすべての事項を含む輸出管理内部規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者。

① 特別返品等包括許可に関する管理責任者及び担当者を明確にすること。

② 特別返品等包括許可に基づく貨物の輸出又は技術の提供について、管理責任者の承認の下に適切に行うこと。

③ 特別返品等包括許可に基づいて輸出をした貨物又は提供した技術であって、本邦に積み戻すべきもの又は回収を行うべきものについては、本邦に確実に積み戻し又は回

収を行うこと。

3　特別返品等包括許可の要件

申請者が、本邦において使用するために輸入された輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修理若しくは異品のためのみに貨物の輸出を、又は本邦において使用するために提供された外為令別表の１の項の中欄に掲げる技術の不具合による返品、修理若しくは異品のためのみに提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特別返品等包括輸出・役務取引許可を行う。（貨物が本邦に輸入又は技術が本邦に提供されたことの確認ができる場合に限る。）

4　特別返品等包括許可の範囲

（1）特別返品等包括輸出・役務取引許可のうち輸出に係る範囲は、本邦において使用するために輸入された貨物であって、輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物に該当するもののうち、次のいずれかに該当する貨物（輸入の際の性質及び形状が変わっていないものに限る。）を輸出令別表第３に掲げる地域を仕向地（本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限り、輸出令別表第３の２又は同表第４に掲げる地域を経由地とする輸出を除く。）として輸出する場合とする。

①　不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として輸出する貨物

②　外為令別表の１の項の中欄に掲げる技術（輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）が内蔵された貨物であって、当該プログラムの不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として輸出する貨物

（2）特別返品等包括輸出・役務取引許可のうち役務取引に係る範囲は、本邦において使用するために提供された技術であって、外為令別表の１の項の中欄に掲げる技術に該当するもののうち、次のいずれかに該当する技術（提供された際の機能及び特性が向上していないものに限る。）を輸出令別表第３に掲げる地域において提供（本邦に提供した外国において提供する場合に限る。）することを目的として取引を行う場合とする。

①　不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として本邦から提供する技術

②　輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として本邦から提供する技術

5　特別返品等包括許可の申請手続

（1）特別返品等包括輸出・役務取引許可

特別返品等包括輸出・役務取引許可を受けようとする者は、様式第７に定める特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書２通を含む、（３）の関係書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

（2）申請窓口

特別返品等包括許可の申請は、安全保障貿易審査課に行わなければならない。

（3）申請に必要な書類

特別返品等包括許可を受けようとする者は、次の（イ）～（ニ）の書類を申請窓口に提出しなければならない。

（イ）特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書（様式第７）・・・２通

（ロ）特別返品等包括輸出・役務取引許可申請理由書（様式第８）・・・１通

（ハ）輸出管理に関する社内体制明細書（様式第９の２）・・・１通

（ニ）２の（２）の要件により申請を行う者については、チェックリスト受理票（Ｉの５に同じ。）の写し・・・１通

6　特別返品等包括許可の条件

特別返品等包括輸出・役務取引許可には、別表７の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

7　特別返品等包括輸出・役務取引許可証の分割

（1）経済産業大臣は、必要があると認めるときは、申請に基づき特別返品等包括輸出・役務取引許可証の分割をすることができる。

（2）特別返品等包括許可証の分割手続

（イ）特別返品等包括輸出・役務取引許可申請と同時に分割を受けるとき

特別返品等包括輸出・役務取引許可の申請と同時に当該許可証の分割を受けようとするときは、５（３）に定める書類に加え、分割を必要とする通数の特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書を申請窓口に提出しなければならない。

（ロ）既に発行された特別返品等包括輸出・役務取引許可証の分割を受けるとき

既に発行された特別返品等包括輸出・役務取引許可証の分割を受けようとするときは、分割を必要とする通数に１を加えた通数の特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書、包括輸出許可証分割申請理由書（様式第１）１通及び既に発行された特別返品等包括輸出・役務取引許可証の写し１通を申請窓口に提出しなければならない。

また、分割された特別返品等包括輸出・役務取引許可証の発行を受けるときは、既に発行された特別返品等包括輸出・役務取引許可証を申請窓口に提出しなければならない。提出された当該許可証は、必要な追記が行われたのち、申請者に返却される。

8　特別返品等包括許可の変更

（１）特別返品等包括許可を受けた者は、申請者名又は住所を変更したときは、新たに特別返品等包括許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

申請者は、新たな特別返品等包括許可を受けるときは、原許可証を返還しなければならない。

（２）（１）の変更をしたときは、特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書２通、特別返品等包括輸出・役務取引許可申請理由書１通、原許可証の写し１通、変更後のチェックリスト受理票（２の（２）の要件により申請を行った者に限る。）の写し１通及び分割を必要とするときは必要とする通数の特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書を申請窓口に提出しなければならない。

なお、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合又は統括責任者、該非確認責任者、特別返品等包括許可に関する管理責任者若しくは担当者が変更された場合は、特別返品等包括許可の変更の必要はないが、代表者名変更届（様式第２）、住居表示変更届（様式第３）又は統括責任者等変更届（様式第９）を申請窓口へ速やかに提出しなければならない。

代表者名変更届又は住居表示変更届の提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写しを申請窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

９　特別返品等包括許可の有効期限

特別返品等包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して３年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、８に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

１０　特別返品等包括許可の更新

（１）９にかかわらず、特別返品等包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して３年を超えない範囲内において更新を行う。

許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。

（２）更新申請の時期

特別返品等包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特別返品等包括許可の有効期限の３月前の日から申請を行うことができる。

（３）更新のための手続

特別返品等包括許可の更新を行う場合は、次の（イ）～（へ）の書類を提出しなければならない。

（イ）特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書（様式第７）・・・２通

（ロ）特別返品等包括輸出・役務取引許可申請理由書（様式第８）・・・１通

（ハ）輸出管理に関する社内体制明細書（様式第９の２）・・・１通
（ニ）２の（２）の要件により申請を行う者については、チェックリスト受理票（Ｉの５に同じ。）の写し・・・１通
（ホ）原許可証の写し
（ヘ）分割を必要とするときは、必要とする通数の特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書

１１　特別返品等包括許可の取消及び失効

（１）特別返品等包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、特別返品等包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、２若しくは３の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式５）の提出により、２（２）の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効するものとし、特別返品等包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。

（２）特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた場合の一時失効

特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた者が特別返品等包括許可を適用できる貨物又は技術を特定包括許可によって輸出又は提供をしたときは、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別返品等包括許可は失効していたものとみなす。

Ｖ　特定子会社包括許可

１　特定子会社包括許可の種類

特定子会社包括許可の種類は、特定子会社包括輸出・役務取引許可とする。

２　特定子会社包括許可の対象となる子会社

特定子会社包括許可の対象となる子会社は、次のいずれかに該当する者（以下「特定子会社」という。）とする。

（１）当該企業の過半数の株式を所有する者が居住者であって、貨物の輸入者若しくは需要者又は技術の取引の相手方若しくは利用する者
（２）当該企業の株式の所有状況等について、（１）と実質的に同等と特に認められる者であって、貨物の輸入者若しくは需要者又は技術の取引の相手方若しくは利用する者

３　特定子会社包括許可の申請者

特定子会社包括許可の申請を行うことができる者は、次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、（３）から（５）までのいずれにも該当する者とする。

（１）特定子会社の株式の過半数を有する者

（２）特定子会社の株式の所有状況等について、（１）と実質的に同等と特に認められる者
（３）輸出管理内部規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者
（４）実施状況調査を受けている者（実施状況調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。また、実施状況調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実施状況調査を省略する。）
（５）輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき内部審査を実施した上で貨物の輸出又は技術の提供を行ったことがある者

４　特定子会社包括許可の要件

申請者が、特定子会社に対して、輸出令別表第１の２から１４までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出又は外為令別表の２から１５までの項の中欄に掲げる特定の技術であって、次の①、②又は③に該当するものを提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定子会社包括輸出・役務取引許可を行う。

①　使用に係る技術
②　設計又は製造に係る技術であって、輸出令別表第１の２から１５までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものの設計・製造に用いるもの
③　設計又は製造に係る技術であって、輸出令別表第１の２から１５までの項の中欄に掲げる貨物のいずれかに該当するものの商品企画・研究企画段階において必要なもの

なお、特定子会社包括輸出・役務取引許可の申請者及び特定子会社の要件は以下のとおり。

①　特定子会社は、申請者に対し、特定子会社包括輸出・役務取引許可により輸出された貨物又は提供された技術を適切に管理することを内容とする誓約書を提出し、その誓約書の確実な実施のための社内管理体制を構築し、年１回、社内管理実施状況に係る報告書を申請者に提出し、指導・監査を受けること。
②　特定子会社包括輸出・役務取引許可の申請者は、特定子会社から提出された誓約書の確実な実施のため、特定子会社の社内管理を指導し、その実施状況について、特定子会社から年１回、報告書を提出させ、指導・監督を行う者であって、申請前及び更新前にそれぞれ少なくとも１回、特定子会社に対し監査を行う者（監査については、申請者が委任する第三者が行ったものも含む。）

５　特定子会社包括許可の範囲

（１）特定子会社包括輸出・役務取引許可のうち輸出に係る範囲は、別表Ａにおいて「特定」と表記された欄にあたる貨物（輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物を除く。）及び仕向地の組合せであって、特定子会社を輸入者又は需要者とする輸出とする。ただし、輸出令別表第３の２若しくは同表第４に掲げる地域を経由地とする輸出又は輸出令別表第２の４に掲げる地域を仕向地とする輸出（令和５年経済産業省告示第１６２号第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）は、適用できない。

（２）特定子会社包括輸出・役務取引許可のうち役務取引に係る範囲は、次の①、②又は③に該当する取引とする。ただし、令和５年経済産業省告示第１６２号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。

なお、特定子会社包括役務取引許可が認められる取引に関する法第２５条第３項に掲げる行為については、外為令第１７条第２項の規定に基づく許可を要しない。

① 別表Ｂにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術（外為令別表の１の項の中欄に掲げる設計、製造又は使用に係る技術及び外為令別表の２から１５までの項の中欄に掲げる設計又は製造に係る技術に該当するものを除く。）及びその提供地の組合せであって、特定子会社を取引の相手方又は利用する者とする取引

② 別表Ｂにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術（輸出令別表第１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものの設計・製造に用いるものに限る。）及びその提供地の組合せであって、特定子会社を取引の相手方又は利用する者とする取引

③ 外為令別表の２から１５までの項の中欄に掲げる技術の提供であって、特定子会社を取引の相手方又は利用する者と行う、次のいずれも満たす取引

イ 輸出令別表第１の２から１５までの項の中欄に掲げる貨物のいずれかに該当するものの商品企画・研究企画段階において必要なもの

ロ 輸出令別表第３の２及び同表第４に掲げる地域以外の特定子会社に対して提供すること

ハ 別表Ｂにおいて全ての提供地欄に「－」が記載されている項番でないこと

なお、③については、外為令別表の２から１５までの項の中欄に掲げる技術であるか１６の項の中欄に掲げる技術であるか必ずしも明らかでないものの提供についても、同様の取扱を行うことができるものとする。

６ 特定子会社包括許可の申請手続

（１）特定子会社包括許可を受けようとする者は、様式第１０に定める特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書２通を含む（３）の関係書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

（２）申請窓口

特定子会社包括許可の申請は、安全保障貿易審査課に行わなければならない。

（３）申請に必要な書類

特定子会社包括許可を受けようとする者は、次の（イ）～（ト）の書類を申請窓口に提出しなければならない。

（イ）特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書（様式第１０）・・・２通

（注１）仕向地及び特定子会社包括輸出・役務取引許可を申請する輸出に係る貨物の範囲、又は提供地及び特定子会社輸出・役務取引許可を申請する役務取引の内容が同一の場合には、仕向地又は提供地ごとを申請単位とすることをもって、同一の申請書により複数の特定子会社、及び特定子会社が輸入者又は取引の相手方のみの場合には複数の最終需要者又は利用する者について申請することができる。この場合、同様式の別紙１又は別紙２をのり付けして添付すること。

（注２）特定子会社が輸入者又は取引の相手方の場合、特定子会社と継続的な取引関係（Ⅲの５（５）の②ａ）からｄ）に該当するものをいう。）を有する者を、貨物の最終需要者又は技術を利用する者（以下「最終需要者等」という。）として、貨物の再販売若しくは再輸出又は技術の再提供（以下「再販売等」という。）を行おうとすることが明らかな場合は、当該最終需要者等の名称等を記載すること。

（ロ）特定子会社包括許可申請明細書（様式第１１）・・・１通

（ハ）チェックリスト受理票（Ｉの５に同じ。）の写し・・・１通

（ニ）特定子会社から提出された誓約事項の遵守を徹底するための管理体制を示す書類（様式第１２）・・・１通

（ホ）申請者又は申請者が委任する第三者が特定子会社に対し、申請前から１８ヶ月以内において実施した輸出管理に関する監査の実績を示す書類（申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること）・・・１通

（へ）特定子会社の誓約書

① 特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者となる場合

提出書類通達様式２の誓約書・・・原本の写し１通

注１）誓約書の記載については、提出書類通達別記１（カ）及び別記２に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

・買主名、買主の住所、荷受人名、荷受人の住所、最終需要者名、最終需要者の住所（同様式２第１節（ｂ）から(g)）については、特定子会社名、特定子会社の住所を記載する。

・輸出する貨物等の欄（同様式２第２節（a)）については、「包括許可取扱要領Ｖの５に規定する貨物及び技術の範囲」と記載して構わない。

・輸出する貨物等の数量・重量（同様式２第２節（b)）、契約番号/契約のサイン日（同様式２第２節（c)）は「－」と記載する。

・貨物等の用途（同様式２第３節（a)）については、「特定子会社内での利用のため」と記載する。

・追加的な誓約事項等（同様式２第３節（f)）の欄に、「許可を受けている特定子会社及び特定子会社包括許可申請明細書（様式第１１）に記載されている特定子会社及び最終需要者等への再輸出については、事前同意の対象から除外する」旨記載することができる。

注２）特定子会社に対し、輸出する貨物又は提供する技術が化学兵器禁止条約により規制されるものがある場合は、当該貨物又は技術について、特定子会社から取得する誓約書は、提出書類通達様式４によるものとする。

ただし、仕向地・提供地、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、許可しないことがある。

② 特定子会社が輸入者又は取引の相手方となる場合（当該特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者でない場合）

提出書類通達様式３の誓約書・・・原本の写し１通

注１）誓約書の記載については、提出書類通達別記１（カ）及び別記２に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

・買主名、買主の住所、荷受人名、荷受人の住所、販売業者名、販売業者の住所（同様式３第１節（b）から(g)）については、特定子会社名、特定子会社の住所を記載する。

・貨物等の説明（同様式３第２節（a））の欄は、ストック販売する貨物又は技術を特定し、記載する。

・輸出する貨物等の数量・重量（同様式３第２節（b））、契約番号/契約のサイン日（同様式３第２節（c））は「－」と記載する。

・追加的な誓約事項等（同様式３第３節(g)）の欄に、「許可を受けている特定子会社及び特定子会社包括許可申請明細書（様式第１１）に記載されている特定子会社及び最終需要者等への再販売・再輸出については、事前同意の対象から除外する」旨記載することができる。

注２）特定子会社に対し、輸出する貨物又は提供する技術が化学兵器禁止条約により規制されるものがある場合は、当該貨物又は技術について、特定子会社から取得する誓約書は、提出書類通達様式４によるものとする。ただし、仕向地・提供地、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、最終需要者が確定していないことを理由に許可しないことがある。

注３）ストック販売を想定している貨物がある場合には（へ）の①の誓約書の他に（へ）の②の誓約書が必要となる。

（ト）特定子会社に対する最終需要者等の誓約書（(へ）の②の誓約書にサインした特定子会社が再販売・再輸出を行う最終需要者等が明らかな場合）

提出書類通達様式２の誓約書・・・原本の写し１通

注１）誓約書の記載については、提出書類通達別記１（カ）及び別記２に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

・宛先は特定子会社名を記載する。

・輸出する貨物等（同様式２第２節（ａ））の欄については、当該特定子会社包括許可が適用される貨物等のうち、特定子会社から最終需要者等へ再販売・再輸出が想定される貨物等の説明を記載する。

・輸出する貨物等の数量・重量（同様式２第２節（ｂ））、契約番号／契約のサイン日（同様式２第２節（ｃ））は「－」と記載する。

注２）最終需要者等に対し、輸出する貨物又は提供する技術が化学兵器禁止条約により規制されるものがある場合は、当該貨物又は技術について、最終需要者等から取得する誓約書は、提出書類通達様式４によるものとする。ただし、仕向地・提供地、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、許可しないことがある。

7　特定子会社包括許可の条件

特定子会社包括輸出・役務取引許可には、別表８の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

8　特定子会社包括輸出・役務取引許可証の分割

（1）経済産業大臣は、必要があると認めるときは、申請に基づき特定子会社包括輸出・役務取引許可証の分割をすることができる。

（2）特定子会社包括輸出・役務取引許可証の分割手続

（イ）特定子会社包括輸出・役務取引許可申請と同時に分割を受けるとき

特定子会社包括輸出・役務取引許可の申請と同時に当該許可証の分割の申請を併せて行うときは、６（３）に定める書類に加え、分割を必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書を申請窓口に提出しなければならない。

（ロ）既に発行された特定子会社包括輸出・役務取引許可証の分割を受けるとき

既に発行された特定子会社包括輸出・役務取引許可証の分割を受けようとするときは、分割を必要とする通数に１を加えた通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書、包括輸出許可証分割申請理由書（様式第１）１通及び既に発行された特定子会社包括輸出・役務取引許可証の写し１通を申請窓口に提出しなければならない。

また、分割された特定子会社包括輸出・役務取引許可証の発行を受けるときは、既に発行された特定子会社包括輸出・役務取引許可証を申請窓口に提出しなければならない。提出された当該許可証は、必要な追記が行われたのち、申請者に返却される。

9　特定子会社包括許可の変更

（1）特定子会社包括許可を受けた者は、申請者、特定子会社又は最終需要者等の名称若しくは住所に変更が生じたとき又は取引の内容を変更しようとするときは、新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

申請者は、新たな特定子会社包括許可を受けるときは、既に発行された特定子会社包括輸出・役務取引許可証及び分割された特定子会社包括輸出・役務取引許可証を返還しなければならない。

（2）（1）の変更をしようとするときは、特定子会社包括許可を受けた者は、変更に係る次の書類を申請窓口に提出しなければならない。

（イ）申請者、特定子会社又は最終需要者等の名称又は住所について変更が生じたとき。

ただし、③から⑥までの書類については、対象となる特定子会社又は最終需要者等に係るものに限る。また、⑥については申請者に係る変更が生じたときに限る。

①　許可申請書・・・２通

②　特定子会社包括許可申請明細書（様式第１１）・・・１通

③　登記簿謄本等変更を証する書類・・・１通

④　原許可証の写し・・・１通

⑤　分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

⑥　変更後のチェックリスト受理票（Ｉの５に同じ。）の写し・・・１通

（ロ）特定子会社を追加しようとするとき。

①　許可申請書・・・２通

②　特定子会社包括許可申請明細書（様式第１１）・・・１通

③　特定子会社から提出された遵守事項を徹底するための管理体制を示す書類（様式第１２）・・・１通

④　申請者又は申請者が委任する第三者が、許可の有効期間において特定子会社に対し実施した監査実績を示す書類（申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること）・・・１通

⑤　特定子会社の誓約書（６（３）（へ）に同じ）・・・原本の写し１通

⑥　原許可証の写し・・・１通

⑦　分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

（ハ）最終需要者等を追加しようとするとき。

①　許可申請書・・・２通

②　分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

③　特定子会社包括許可申請明細書（様式第１１）・・・１通

④　最終需要者等の誓約書（６（３）（ト）に同じ）・・・原本の写し１通

⑤　原許可証の写し・・・１通

（ニ）許可を受けた特定子会社又は最終需要者等を削除しようとするとき。

①　許可申請書・・・２通

②　分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

③　特定子会社包括許可申請明細書（様式第１１）・・・１通

④　原許可証の写し・・・１通

（注）法人の代表者名が変更された場合又は単なる住居表示の変更の場合は、特定子会社包括許可の変更の必要はないが、代表者名変更届（様式第２）、住居表示変更届（様式第３）を申請窓口へ速やかに提出しなければならない。代表者名変更届又は住居表示変更届の提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写しを申請窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

１０　特定子会社包括許可の有効期限

特定子会社包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して３年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、９に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

１１　特定子会社包括許可の更新

（１）１０にかかわらず、特定子会社包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して３年を超えない範囲内において更新を行う。

許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。

（２）更新申請の時期

特定子会社包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特定子会社包括許可の有効期限の３月前の日から申請を行うことができる。

（３）更新のための手続

特定子会社包括許可の更新を行う場合は、次の（イ）～（ヌ）の書類を提出しなければならない。

（イ）特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書・・・２通

（ロ）特定子会社包括許可申請明細書（様式第１１）・・・１通

（ハ）チェックリスト受理票（Ｉの５に同じ。）の写し・・・１通

（ニ）分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

（ホ）特定子会社から提出された誓約事項の遵守を徹底するための管理体制を示す書類（様式第１２）・・・１通

（ヘ）申請者又は申請者が委任する第三者が、許可の有効期間において特定子会社に対し実施した監査実績を示す書類（申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること）・・・１通

（ト）原許可証の有効期間中における利用実績を示す書類・・・１通

（チ）特定子会社の誓約書（６（３）（ヘ）に同じ）・・・原本の写し１通

（リ）原許可証の写し・・・１通

（ヌ）最終需要者の誓約書（６（３）（ト）に同じ）・・・１通

１２　特定子会社包括許可に係わる報告

経済産業大臣は、特定子会社包括許可を適用し、特定子会社に対して輸出された貨物又は提供された技術の管理等について、当該貨物の輸出又は技術の提供をした申請者に対して、報告を求めることができる。

なお、特に必要があると認めるときは、申請者に対して、特定子会社の監査を行い、その結果を経済産業大臣に報告することを求めることがある。

１３　特定子会社包括許可の取消及び失効

経済産業大臣は、特定子会社包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、２、３若しくは４の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式５）の提出により、３（３）の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効するものとし、特定子会社包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

Ⅵ　展示会等包括役務取引許可

１　展示会等包括役務取引許可の申請者

展示会等包括役務取引許可の申請を行うことができる者は、輸出者等遵守基準省令第１条第一号イに定める該非確認責任者及び同条第二号イに定める統括責任者を選定する者とする。

２　展示会等包括役務取引許可の要件

申請者が、外為令別表の１の項の中欄に掲げる技術のうち、防衛装備の移転に係る商談等に際して、当該防衛装備の基本的な諸元に係る技術情報（以下「基本技術情報」という。）を特定国において提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は特定国の非居住者に提供する場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、展示会等包括役務取引許可を行う。

３　展示会等包括役務取引許可の範囲

展示会等包括役務取引許可に係る範囲は、以下の（１）から（３）のいずれかに該当する役務取引とする。ただし、提供地となる特定国又は取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が輸出令別表第３の２又は同表第４に掲げる地域の場合は、適用できない。なお、展示会等包括役務取引許可が認められる取引に関する法第 25 条第３項第一号に掲げる行為については、外為令第 17 条第２項の規定に基づく許可を要しない。

（１）展示会その他の防衛装備に係る情報交換の場（以下「防衛装備展示会等」という。）であって、本邦において行われるもの又は特定国において行われるものの参加者に対して行う場合（当該防衛装備展示会等の開催後に基本技術情報を提供する場合を含む。）

（２）防衛装備に関する協力国等の外国政府の要人等の受入れの一環として行われる申請者の工場、研究所その他の施設の見学会の参加者に対して行う場合

（３）外国事業者から許諾を得て実施する技術について、その実施状況を共有するため当該外国事業者に対して行う場合

４　展示会等包括役務取引許可の申請手続

（１）展示会等包括役務取引許可

展示会等包括役務取引許可を受けようとする者は、様式第１２の２に定める展示会等包括役務取引許可申請書２通を含む、（３）の関係書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

（２）申請窓口

展示会等包括役務取引許可の申請は、安全保障貿易審査課に行わなければならない。

（３）申請に必要な書類

展示会等包括役務取引許可を受けようとする者は、次の（イ）から（ホ）までの書類を申請窓口に提出しなければならない。

（イ）展示会等包括役務取引許可申請書（様式第１２の２）・・・２通
（ロ）展示会等包括役務取引許可申請理由書（様式第１２の３）・・・１通
（ハ）展示会等包括役務取引許可を含む輸出管理に関する社内体制を示した文書（例えば、組織図。展示会等包括役務取引許可に関する担当者の氏名及び連絡先を含めて記入すること。）・・・１通
（ニ）基本技術情報に係る関係行政機関の長の意見書等の写し・・・１通
（ホ）（イ）から（ニ）までのほか、経済産業大臣が必要と認める文書・・・１通

5　展示会等包括役務取引許可の条件

展示会等包括役務取引許可には、別表８の２の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

6　展示会等包括役務取引許可の変更

（1）展示会等包括役務取引許可を受けた者は、申請者名又は住所を変更したときは、原許可証を返還するとともに、新たに展示会等包括役務取引許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

（2）（1）の変更をしたときは、展示会等包括役務取引許可申請書２通、展示会等包括役務取引許可申請理由書１通及び原許可証の写し１通を申請窓口に提出しなければならない。

なお、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合又は該非責任者若しくは統括責任者が変更された場合は、展示会等包括役務取引許可の変更の必要はないが、代表者変更届（様式第２）、住居表示変更届（様式第３）又は統括責任者等変更届（様式第１２の４）を申請窓口へ速やかに提出しなければならない。

代表者名変更届又は住居表示変更届の提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写しを申請窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

7　展示会等包括役務取引許可の有効期限

展示会等包括役務取引許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して３年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、６に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

8　展示会等包括役務取引許可の更新

（1）７にかかわらず、展示会等包括役務取引許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して３年を超えない範囲内において更新を行う。許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。

（2）更新申請の時期

展示会等包括役務取引許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする展示会等包

括役務取引許可の有効期限の３月前の日から申請を行うことができる。

（３）更新のための手続

展示会等包括役務取引許可の更新を行う場合は、次の（イ）～（ホ）の書類を提出しなければならない。

（イ）展示会等包括役務取引許可申請書（様式第１２の２）・・・２通

（ロ）展示会等包括役務取引許可申請理由書（様式第１２の３）・・・１通

（ハ）展示会等包括役務取引許可を含む輸出管理に関する社内体制を示した文書（例えば、組織図。展示会等包括役務取引許可に関する担当者の氏名及び連絡先を記入すること。）・・・１通

（ニ）原許可証の写し

（ホ）（イ）から（ニ）までのほか、経済産業大臣が必要と認める文書・・・１通

９　展示会等包括役務取引許可の取消及び失効

（１）展示会等包括役務取引許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、展示会等包括役務取引許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、１若しくは２の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

（２）特定包括許可及び展示会等包括役務取引許可を受けた場合の一時失効

特定包括許可及び展示会等包括役務取引許可を受けた者が展示会等包括役務取引許可を適用できる技術を特定包括許可によって提供をしたときは、当該技術の提供に限り、展示会等包括役務取引許可は失効していたものとみなす。

Ⅶ　特定手続等

電子情報処理組織を使用して一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可の申請を行う場合の取扱いについては、特定手続等運用通達に定めるところによる。

Ⅷ　申請書類の記載方法等

１　申請関係書類等の記載要領

（１）包括輸出許可証分割申請理由書（様式第１）

①　【特別返品等包括輸出・役務取引許可証／特定子会社包括輸出・役務取引許可証】の欄

該当する許可証が判別できるよう不要部分を取消線で消してください。

②「分割を必要とする理由」の欄

「通関場所が複数（○○税関、△△税関・・）にわたるため。」等簡潔に記載してください。

なお、分割については、一回の申請につき30枚程度までとなるようご協力ください。

（２）継続的な取引実績又は見込みを示す書類

次の事項を記載してください。

① 取引の実績又は見込みの対象期間

② 買主又は取引の相手方の氏名及びその住所

③ 仕向地及び経由地又は役務提供地

④ 取得輸出許可（見込みを含む。）の内容（荷受人及び需要者別の輸出許可番号（実績の場合）、商品名、輸出令別表第１の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに金額）及び荷受人別の輸出通関実績（通関日、通関場所及び金額）（見込みを含む。）

取得役務取引許可（見込みを含む。）の内容（利用する者別の役務取引許可番号（実績の場合）、外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに金額）及び利用する者別の提供日及び利用する者別の役務取引許可に係る取引件数（見込みを含む。）

（３）特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書（様式第１０）

①「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄

申請者が法人であるときは、代表者（代表権を委任された者を含む。）の記載も必要です。なお、申請者が当該法人の代表権者でない場合には、提出書類通達様式８を提出することが必要となる。

②「取引の内容」の「特定子会社」の欄

輸入者若しくは取引の相手方又は最終需要者又は利用する者となる特定子会社の登記されている名称・住所（通常は本社）を記載してください。

なお、申請の対象となる特定子会社が複数存在する場合は、列記してください。

（４）特定子会社包括許可申請明細書（様式第１１）

①「事業内容」の欄

申請者の主要な事業内容について簡潔に記載してください。

②「主要取扱品目」の欄

申請者が製造・販売する主要な製品又は商品の総称を記載してください。

③「資本金」の欄

資本金（申請者が法人であるときは払込資本の額）を記載してください。

④「輸出管理部門」の欄

申請者の組織内における輸出審査を統括する全社的管理部門の名称を記載してください。

なお、委員会組織により輸出管理を行っている場合は、委員会名にあわせて委員会の事務局の部署名についても記載してください。

⑤「輸出管理内部規程受理票発行年月日」及び「受理番号」の欄

輸出管理内部規程を届け出て、安全保障貿易検査官室から発行された輸出管理内部規程受理票（複数の輸出管理内部規程受理票を受けている場合は、最新のもの。）に記載されている発行日及び受理番号を記載してください。

⑥「最終需要者等」の欄

特定子会社（輸入者又は取引の相手方の場合に限る。）が特定子会社以外の者（最終需要者等）に対して再販売若しくは再輸出又は再提供を行うことが申請時に明らかな場

合には、当該最終需要者の名称・住所（通常は本社）を記載してください。

（５）申請者による特定子会社に対する監査実績を示す書類

次の事項を記載してください。

① 特定子会社の社名及びその住所

② 仕向地及び経由地又は役務提供地

③ 申請日前18ヶ月から申請前までに申請者が特定子会社に対して行った監査の実績として、その時期、場所、監査を行った者の役職及び氏名並びに特定子会社の監査に対応した者の役職及び氏名

（６） 一般包括許可、特別一般包括許可、特定包括許可及び特定子会社包括許可に係る届出書（様式第１３）

① 提出者・担当者の欄

提出者が法人であるときは、代表者の記載も必要です。

なお、担当者欄には、担当者の氏名、所属、電話番号を記載してください。

② 包括許可番号・許可年月日・輸出又は取引予定日

取得している包括許可証記載の許可番号及び許可年月日を記載してください。

当該貨物の輸出予定日又は当該役務の取引予定日を記載してください。

③ 貨物名又は技術名の欄

貨物又は技術が複数ある場合は、代表的な貨物又は技術の名称を特記し、「詳細は、参考１を参照」と記載してください。

技術の場合は、提供される技術の設計、製造又は使用の別を記載してください。

④ メーカー名又は提供者名の欄

当該貨物のメーカー名又は技術の提供者名を個々の判定対象物ごとに記載してください。

⑤ 貨物の輸送ルートの欄

経由地（積替地、寄港地）のすべての都市名を記載してください。貨物が複数にわたる場合であって、これらの輸送経路が異なるときは、同一経路で輸送される貨物ごとにそれぞれ記載してください。

なお、使用輸送手段（航空機、鉄道、船等）について判明している場合は、これも記載することとし、便名等明らかな場合は、それを併記してください。

最終仕向地及び通関地については、貨物の最終仕向地（国名）又は技術の提供相手国名を記載してください。

⑥ 需要者又は利用する者（以下「需要者等」という。）の名称、所在地及び概略並びに３－１又は３－２で記載した貨物の設置（使用）又は技術を提供する予定工場等の名称及び所在地の欄

需要者等の概略については、事業内容、従業員数の他、需要者等の組織（例えば、政府資本比率、日本資本比率）、規模（例えば、資本金、年間売上高、年間生産高）等について簡潔に記載してください。

⑦ 需要等の概要の欄

貨物又は技術ごとに具体的に記載してください。また、設計又は製造に係る技術を提供する場合は、製造した貨物の需要、需要者等についても詳細に記載してくださ

い。

⑧　届出項目

「疑い」等の内容を具体的に記載してください。

別添として届け出る事項に関する文書（疑いがある情報が記載されている箇所）等を添付してください。なお、連絡を受けた場合は、参考２を参照の上、別紙として別添様式に示す必要事項を記載の上添付してください。

（７）特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）又は当該貨物の使用に係るプログラム（当該貨物と同時に提供する場合に限る。）を、「り地域」に輸出又は提供する場合に限る。）（様式第１４）

①　包括許可番号・許可年月日の欄

取得している包括許可証記載の許可番号及び許可年月日を記載してください。

②　提出者・担当者の欄

提出者が法人であるときは、代表者の記載も必要です。

なお、担当者欄には、担当者の氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記載してください。

③　番号の欄

続き番号を記載してください。

④　貨物名又は技術名の欄

貨物又は技術（以下「当該貨物の使用に係るプログラム」という。）が複数ある場合は、貨物又は技術の名称を漏れなく記載してください。

⑤　仕向地又は提供地の欄

貨物又は技術の最終仕向地（国名）又は技術の提供相手国名を記載してください。

⑥　名称の欄

需要者又は利用する者（以下「需要者等」という。）となる企業名を記載してください。

⑦　所在地の欄

需要者等の所在地を記載してください。

⑧　貨物等の設置（使用）場所の欄

貨物等の設置（使用）場所を記載してください。

⑨　需要等の概要の欄

貨物又は技術ごとに貨物等の使用目的及び使用方法を具体的に記載してください。

⑩　URLの欄

⑥の名称欄に記載した企業のHPが存在する場合はURLを記載してください。

⑪　届出企業の属性の欄

該当し得る属性（買主又は取引の相手先、荷受人、需要者又は利用する者）の箇所すべてに○を記載してください。

⑫　その他

過去に届け出した買主若しくは取引の相手方、荷受人又は需要者若しくは利用する者を届出対象から除外する場合は、仕向地又は提供地、名称、所在地の各欄に当該企

業の情報を記載の上、需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

（８）特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第１の２の項（３３）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第１条第３８号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。）（様式第１４の２）

① 提出者・担当者の欄

提出者が法人であるときは、代表者の記載も必要です。

なお、担当者欄には、担当者の氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記載してください。

② 包括許可番号・許可年月日の欄

取得している包括許可証記載の許可番号及び許可年月日を記載してください。

③ 貨物名の欄

貨物が複数ある場合は、代表的な貨物の名称を記載してください。

④ 仕向地の欄

貨物の最終仕向地を記載してください。

⑤ 名称、所在地の欄

買主、荷受人又は需要者の名称、所在地は英語表記としてください。

中国、台湾又は香港に所在する企業を届け出る場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

⑥ 需要等の概要の欄

需要者ごとに③で記載した貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

⑦ ＵＲＬの欄

⑤の名称の欄に記載した企業のＨＰが存在する場合はＵＲＬを記載してください。

⑧ 届出企業の属性の欄

該当し得る属性（買主、荷受人、需要者）の箇所すべてに○を記載してください。

⑨ その他

過去に届け出した買主、荷受人又は需要者を届出対象から除外する場合は、本届出書の④仕向地、⑤名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、⑥需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

(注)「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは、半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。また、「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置につながる配管など半導体製造に用いられる装置の外に取り付けられ、使用されるものをいいます。なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。

（９）特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第１の３の項（２）７又は９に掲げる貨物（貨物等省令第１条第３８号又は第４０号に該当するものを除く。）であって、半

導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。）（様式第１４の３）

① 提出者・担当者の欄

提出者が法人であるときは、代表者の記載も必要です。

なお、担当者欄には、担当者の氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記載してください。

② 包括許可番号・許可年月日の欄

取得している包括許可証記載の許可番号及び許可年月日を記載してください。

③ 貨物名の欄

貨物が複数ある場合は、代表的な貨物の名称を記載してください。

④ 仕向地の欄

貨物の最終仕向地を記載してください。

⑤ 名称、所在地の欄

買主、荷受人、需要者又は装置納入先の名称、所在地は英語表記としてください。

中国、台湾又は香港に所在する企業を届け出る場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

装置納入先とは、需要者が輸出貨物を組み込んだ半導体製造に用いられる装置を販売する場合において、当該装置の販売先としての半導体を製造する者を指します。

装置納入先が、「い地域①」、「は地域①」又は本邦である場合は記載を省略できます。

⑥ 需要等の概要の欄

需要者及び装置納入先ごとに③で記載した貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。あわせて、需要者及び装置納入先が半導体を製造する者か、半導体製造に用いられる装置を製造する者かを記載してください。

（記載例）

・「半導体製造装置（エッチング装置）に組み込まれ、半導体の製造に使用される。（半導体メーカー）」

・「半導体製造用洗浄装置に薬液を供給する配管に取り付けられ、当該薬液の流量制御のために使用される。（半導体製造装置メーカー）」

⑦ ＵＲＬの欄

⑤の名称の欄に記載した企業のＨＰが存在する場合はＵＲＬを記載してください。

⑧ 届出企業の属性の欄

該当し得る属性（買主、荷受人、需要者、装置納入先）の箇所すべてに○を記載してください。

⑨ その他

過去に届け出した買主、荷受人、需要者又は装置納入先を届出対象から除外する場合は、本届出書の④仕向地、⑤名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、⑥需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

（１０）特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第１の３の２項（２）４に掲げる貨物

のうち、貨物等省令第２条の２第２項第４号の２に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。）（様式第１４の４）

① 提出者・担当者の欄

提出者が法人であるときは、代表者の記載も必要です。

なお、担当者欄には、担当者の氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記載してください。

② 包括許可番号・許可年月日の欄

取得している包括許可証記載の許可番号及び許可年月日を記載してください。

③ 貨物名の欄

貨物が複数ある場合は、代表的な貨物の名称を記載してください。

④ 仕向地の欄

貨物の最終仕向地を記載してください。

⑤ 名称、所在地の欄

買主、荷受人又は需要者の名称、所在地は英語表記としてください。

中国、台湾又は香港に所在する企業を届け出る場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

⑥ 需要等の概要の欄

需要者ごとに③で記載した貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

⑦ ＵＲＬの欄

⑤の名称の欄に記載した企業のＨＰが存在する場合はＵＲＬを記載してください。

⑧ 届出企業の属性の欄

該当し得る属性（買主、荷受人、需要者）の箇所すべてに〇を記載してください。

⑨ その他

過去に届け出した買主、荷受人又は需要者を届出対象から除外する場合は、本届出書の④仕向地、⑤名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、⑥需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

（１１）特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物又は当該貨物の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出又は技術の提供をする場合に限る。）（様式第１４の５）

① 提出者・担当者の欄

提出者が法人であるときは、代表者の記載も必要です。

なお、担当者欄には、担当者の氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記載してください。

② 包括許可番号・許可年月日の欄

取得している包括許可証記載の許可番号及び許可年月日を記載してください。

③ 貨物名の欄

貨物が複数ある場合は、代表的な貨物の名称を記載してください。

④　仕向地の欄

貨物の最終仕向地を記載してください。

⑤　名称、所在地、貨物等の設置（使用）場所の欄

買主、荷受人又は需要者の名称、所在地、貨物等の設置（使用）場所は英語表記とし、貨物等の設置（使用）場所は需要者のみ記載してください。

中国、台湾又は香港に所在する企業を届け出る場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

⑥　需要等の概要の欄

需要者ごとに③で記載した貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

⑦　ＵＲＬの欄

⑤の名称の欄に記載した企業のＨＰが存在する場合はＵＲＬを記載してください。

⑧　届出企業の属性の欄

該当し得る属性（買主、荷受人、需要者）の箇所すべてに○を記載してください。

⑨　その他

過去に届け出した買主、荷受人又は需要者を届出対象から除外する場合は、本届出書の④仕向地、⑤名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、⑥需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

（１２）特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書（様式第７）

「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄

申請者が法人であるときは、代表者（代表権を委任された者を含む。）の記載も必要です。なお、申請者が当該法人の代表権者でない場合には、提出書類通達様式８を提出することが必要となる。

２　実績の報告等

（１）一般包括許可、特別一般包括許可

一般包括許可又は特別一般包括許可を受けた者は、次に掲げるところに従い、報告又は相談を行ってください。

①　別表１から別表４までに規定する報告（様式第１６、様式第１７）

次に掲げる場合は、別表１から別表４までに掲げる条件に従って、輸出又は取引を行った月ごとに、当該月の末締めの輸出又は取引の実績を翌月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

ａ）輸出令別表第３に掲げる地域を仕向地として輸出を行った貨物が、その他の軍事用途に用いられる場合又はその疑いがある場合

ｂ）輸出令別表第３に掲げる地域を提供地として提供を行った技術が、その他の軍事用途に利用される場合又はその疑いがある場合

（注）同一の契約に係る輸出又は取引が複数月にわたる場合は最初の輸出日又は取引を行った日を基準にまとめて提出してください。その場合、当該契約に関し、報

告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。

また、「一般」と「特別一般」のうち、該当しない方を取消線で消してください。

② ストック販売の場合（上記①に該当する場合を除く。）

a）輸出を行った貨物の需要者が輸出後に確定し、当該貨物が核兵器等の開発等に用いられること、用いられるおそれがあること若しくはその疑いのあることを知った場合又は提供を行った技術を利用する者が提供後に確定し、当該技術が核兵器等の開発等に利用されること、利用されるおそれがあること若しくはその疑いがあることを知った場合は、当該需要者への再販売（再販売の予定を含む。）又は当該技術を利用する者への再提供（再提供の予定を含む。）に先立ち、安全保障貿易審査課に相談してください。

b）輸出を行った貨物の需要者が輸出後に確定し、当該貨物がその他の軍事用途に用いられること若しくは用いられる疑いのあることを知った場合又は提供を行った技術を利用する者が提供後に確定し、当該技術がその他の軍事用途に利用されること若しくは利用される疑いがあることを知った場合は、当該情報を知り得た時点の月ごとに、当該月の末締めの再販売（再販売の予定を含む。）又は再提供（再提供の予定を含む。）の実績を翌月末日までに、安全保障貿易審査課に提出してください。（様式第１６の２、様式第１７の２）

なお、上記①の（注）は、再販売又は再提供に係る報告の提出に準用します。

（注）上記①及び②の用語の解釈は、別表１から別表４までの定義を準用します。

（２）特別一般包括許可に係る実績報告（様式第１８、様式第１８の２、様式第１８の３、様式第１８の４、様式第１８の５）

次に掲げる特別一般包括許可の届出（様式第１４、様式第１４の２、様式第１４の３、様式第１４の４又は様式第１４の５）を行った者は、１月から６月までの実績報告を７月末日までに、また７月から１２月までの実績報告を翌年１月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

① 輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）又は当該貨物の使用に係るプログラム（当該貨物と同時に提供するものに限る。）を、「り地域」に輸出又は技術の提供をする場合に限る。（様式第１４）

② 輸出令別表第１の２の項（３３）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第１条第３８号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。（様式第１４の２）

③ 輸出令別表第１の３の項（２）７又は９に掲げる貨物（貨物等省令第１条第３８号又は第４０号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。（様式第１４の３）

④ 輸出令別表第１の３の２項（２）４に掲げる貨物のうち、貨物等省令第２条の２第２

項第４号の２に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。（様式第１４の４）

⑤　輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物又は当該貨物の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出又は技術の提供をする場合に限る。（様式第１４の５）

（３）特定包括許可（様式第１９）

特定包括許可を受けた者は、許可案件による毎年の輸出又は取引の実績の報告を翌年１月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

報告の内容は、仕向地又は提供地別に、特定包括輸出許可にあっては当該許可の対象貨物の輸出の通関回数及び合計金額（ＵＳ＄）、特定包括役務取引許可にあっては当該許可の対象技術の提供の回数（契約数）及び合計金額（ＵＳ＄）です。

また、無償で輸出される許可対象貨物にあっては、輸出申告書の「申告価格（Ｆ．Ｏ．Ｂ）」の欄に記載した当該貨物の金額を輸出時における換算率（毎月財務大臣が日本銀行において公示する「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を使用）によりアメリカ合衆国通貨に換算して算入してください。

なお、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、貨物又は技術が輸出令又は外為令の複数の項の中欄の括弧の番号にわたり、かつ、金額内訳が明らかでないときは、金額の大きい方の貨物又は技術の欄（金額が同額の場合は項番号・括弧番号の小さい方の欄）に記載してください。

更に、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、輸出令別表第１又は外為令別表に該当するものと該当しないものが含まれ、かつ、該当するものと該当しないものの金額内訳が明らかでないときは、該当しないものも含む価額として結構です。

更新時の利用実績を示す書類については、上記の年間の実績報告に更新申請時点までの利用実績を加えたものでも結構です。

（４）特別返品等包括許可（様式第２０）

特別返品等包括許可を受けた者は、１月から６月までの実績報告を７月末日までに、また７月から１２月までの実績報告を翌年１月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

実績の無い場合にも報告してください。

（５）特定子会社包括許可（様式第２１、様式第２２）

特定子会社包括許可を受けた者は、許可案件による毎年の輸出又は取引の実績の報告（当該貨物又は技術を特定子会社から他の特定子会社又は最終需要者等に対して再販売若しくは再輸出又は再提供を行った場合の実績を含む。）を翌年１月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

報告の内容は、仕向地又は提供地別に、特定子会社包括許可の輸出にあっては当該許可の対象貨物の輸出の通関回数及び合計金額（ＵＳ＄）、特定子会社包括許可の技術の

提供にあっては当該許可の対象技術の提供の回数（契約数）及び合計金額（ＵＳ＄）です。

また、無償で輸出される許可対象貨物にあっては、輸出申告書の「申告価格（Ｆ．Ｏ．Ｂ）」の欄に記載した当該貨物の金額を輸出時における換算率（毎月財務大臣が日本銀行において公示する「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を使用）によりアメリカ合衆国通貨に換算して算入してください。

なお、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、貨物又は技術が輸出令又は外為令の複数の項の中欄の括弧の番号にわたり、かつ、金額内訳が明らかでないときは、金額の大きい方の貨物又は技術の欄（金額が同額の場合は項番号・括弧番号の小さい方の欄）に記載してください。

更に、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、輸出令別表第１又は外為令別表に該当するものと該当しないものが含まれ、かつ、該当するものと該当しないものの金額内訳が明らかでないときは、該当しないものも含む価額として結構です。

更新時の利用実績を示す書類については、上記の年間の実績報告に更新申請時点までの利用実績を加えたものでも結構です。

（６）特定の貨物に係る実績報告（様式第２３）

一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可を受けた者であって、輸出令別表第１の２の項（３）に掲げる貨物を輸出した者は、１月から６月までの実績報告を７月末までに、また７月から１２月までの実績報告を翌年１月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

３　一般包括許可、特別一般包括許可の処理期間

特別一般包括許可の申請の場合、チェックリスト受理票が許可申請書に添付されているものであり、問題がなければ１週間程度以内での許可証の発行が目安です。 また、一般包括許可についても、統括責任者及び該非確認責任者が許可申請時に登録されているものであり、問題がなければ同様です。

ただし、場合によっては、提出書類の内容の確認のため申請者に対する問い合わせを行うことがあります。申請者の回答に要する期間が許可証の発行処理期間に含まれるため、上記期間による発行を保証するものではありません。

Ⅸ　その他

（１）　書類の提出窓口

それぞれの包括許可の規定に定められている申請以外の書類の提出窓口は以下のとおりとする。

（イ）輸出管理内部規程：安全保障貿易検査官室

（ロ）代表者名変更届：許可証を発行した申請窓口

（ハ）住居表示変更届：許可証を発行した申請窓口

（ニ）統括・該非確認責任者変更届：許可証を発行した申請窓口

（ホ）管理責任者変更届：安全保障貿易審査課

（ヘ）「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出者等概要・自己管理チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）：安全保障貿易検査官室

（ト）輸出又は取引の実績の報告：安全保障貿易審査課

（チ）包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に関して必要となる届出、報告又は失効した場合：安全保障貿易審査課

（リ）（リ）特別一般包括許可の条件に従い、次のいずれかに該当する輸出又は技術の提供をする場合、当該輸出又は技術の提供に対して事前に必要となる届出：安全保障貿易審査課

① 輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）のうち、「り地域」に輸出する場合

② 輸出令別表第１の２の項（３３）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第１条第３８号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合

③ 輸出令別表第１の３の項（２）７又は９に掲げる貨物（貨物等省令第１条第３８号又は４０号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合

④ 輸出令別表第１の３の２項（２）４に掲げる貨物のうち、貨物等省令第２条の２第２項第４号の２に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合

⑤ 輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合

⑥ 外為令別表の２の項（２）に掲げる技術であって、貨物等省令第１５条第２項に該当するプログラム（輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」に提供する場合

⑦ 外為令別表の４の項（１）に掲げる技術であって、貨物等省令第１６条第１項第８号に該当するプログラム（輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物であって、貨物等省令第３条９号の２に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とする場合

（ヌ）輸出管理内部規程に関する変更届：安全保障貿易検査官室

（２） 輸出管理内部規程に関する変更等

一般包括許可、特別一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可、特定子会社包括許可をもつ者について以下の事実があったときは、輸出管理内部規程の整備又はその実

施について確認するため、安全保障貿易検査官室がチェックリストに直近の取組状況を記入したものの提出を求めることがある。

（イ）輸出管理内部規程に変更があったとき

（ロ）合併、会社分割、事業譲渡等により組織上重大な変化があったとき

（３） 誓約書の変更

特定包括許可又は特定子会社包括許可に係る誓約書を変更しようとする場合は、提出書類通達Ⅲ．の３．又は４．の方法によって手続を行うことができる。ただし、Ⅲの７に規定する特定包括許可の変更又はⅤの９に規定する特定子会社包括許可の変更に該当する場合を除く。

（４） 書類の大きさ

本輸出注意事項に定める提出書類は、別に定めがない限りにおいては、Ａ列４番とする。ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。

（５） 追加提出書類

申請を行う際は、必要に応じてあらかじめ規定された書類以外の書類の提出を求めることがある。

（別表１）

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許 可 条 件 の 適 用
（１）本許可は、輸出貿易管理令別表第３に掲げる地域を仕向地として特定の貨物の輸出を行う場合又は同表第３に掲げる地域において特定の技術を提供することを目的とする取引を行う場合若しくは同表第３に掲げる地域の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行う場合に限り、これを適用することができる。 （２）一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、当該輸出又は技術の提供が一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。 （３）一般包括輸出許可に係る輸出（輸出令別表第１の２の項（３）に掲げる貨物に限る。）の１月から６月までの実績を７月末日までに、また７月から１２月までの実績を翌年１月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。	報告するときは様式第２３により行うものとする。 届出は、特定手続等運用通達により行うものとする。

（４）統括責任者又は該非確認責任者に変更が生じたときは、速やかに経済産業大臣に届け出ること。

（５）一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行った際の資料を、輸出又は技術の提供時から少なくとも、輸出令別表第１の２から４までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の２から４までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は７年間、輸出令別表第１の５から１４までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の５から１４までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は５年間保存すること。

（６）核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に用いられる（利用される）場合、用いられる（利用される）おそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出又は取引に対して一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。

（表）

用途	仕向地（提供地）	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
用いられる（利用される）場合	輸出令別表第３に掲げる地域	失効	報告
用いられる（利用される）おそれがある場合	輸出令別表第３に掲げる地域	失効（注２）	
用いられる（利用される）疑いがある場合	輸出令別表第３に掲げる地域	届出	報告

１）「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が３００キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。

「その他の軍事用途」とは、輸出令別表第１の１の項に該当する貨物（次に掲げるものを除く。）の開発、製造又は使用を指す（核兵器等の開発等に該当するものを除く。）。

① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであって、スポーツ用又は狩猟用のもの

② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃

③ ①に用いる銃砲弾

④ ①②の附属品（暗視機能を有するものを除く。）

⑤ 上記のものの部分品

⑥ 産業用の発破器

⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品

２）「用いられる（利用される）場合」とは、輸出される貨物（提供される技術）が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる（利用される）こととなる旨、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）又はこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

３）「用いられる（利用される）おそれがある場合」とは、上記２）以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（平成１３年経済産業省令第２４９号）若しくは提供される技術が「貿易関係貿易外取引等に関する省令

（注１）表中、「失効」は、当該輸出又は取引について包括許可が失効するもの。 　また、「届出」は、当該輸出又は取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。 　「報告」は、当該輸出又は取引を行った後に当該輸出又は取引の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。 （注２）核兵器等の開発等のために用いられる又は利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。	第９条第２項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」（平成１３年経済産業省告示第７５９号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられる（利用される）おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。 ４）「用いられる（利用される）疑いがある場合」とは、上記２）、３）以外の場合であって、輸出される貨物（提供される技術）が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる（利用される）疑いのある場合を指す。 ５）届出は、様式第１３によるものとする。 ６）報告は様式第１６により行うものとする。
（７）前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から１４日間、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を用いて、当該輸出又は取引を行わないこと（ただし、経済産業省から当該輸出又は取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。	
（８）前々項の報告は、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を用いて行った貨物の輸出又は役務取引について、輸出又は取引を行った月ごとに、当該月の末締めの輸出又は取引実績を翌月末日までに報告するものとする。	１）同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月に亘る場合は最初の輸出日又は提供日を基準にまとめて報告するものとする。 ２）当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は技術の提供がある場合は、契約に基づく見込みを記載するものとする。
（９）一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲の輸出又は取引をしようとする場合であって、その輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出又は取引に対する一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、その効力を失う。 （１０）一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。 （１１）法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ｉの２若しくは３の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」（平成１７・０２・２３貿局第６号・輸出注意事項１７第９号）に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式５）の提出により、２（２）②の要件を満たさなくなり、かつ、２（２）	

①の要件も満たさないときは、当該許可は失効する。	

（別表２）

一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
（１）本役務取引許可は、輸出貿易管理令別表第３に掲げる地域において特定の技術を提供することを目的とする取引を行う場合又は同表第３に掲げる地域の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行う場合に限り、これを適用することができる。 （２）一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行う際は、当該提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、当該技術の提供が一般包括役務取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。 （３）統括責任者又は該非確認責任者に変更が生じたときは、速やかに経済産業大臣に届け出ること。 （４）一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を、技術の提供時から少なくとも、外為令別表の２から４までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は７年間、外為令別表の５から１４までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は５年間保存すること。 （５）核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に利用される場合、利用されるおそれがある場合又はその疑いがある場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して一般包括役務取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。 （表） 用途 ＼ 提供地 ／ 核兵器等の開発等 ／ その他の軍事用途	届出は、特定手続等運用通達により行うものとする。 １）　「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が３００キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。 「その他の軍事用途」とは、輸出令別表第１の１の項に該当する貨物（次に掲げるものを除く。）の開発、製造又は使用を指す（核兵器等の開発等に該当するものを除く。）。 ①　空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであって、スポーツ用又は狩猟用のもの ②　救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに

利用される場合	輸出令別表第３に掲げる地域	失効	報告
利用されるおそれがある場合	輸出令別表第３に掲げる地域	失効 （注２）	
利用される疑いがある場合	輸出令別表第３に掲げる地域	届出	報告

（注１）　表中、「失効」は、当該取引について包括許可が失効するもの。

　また、「届出」は、当該取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

　「報告」は、当該取引を行った後に当該取引の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

（注２）　核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

（６）前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から１４日間、一般包括役務取引許可を用いて、当該取引を行わないこと（ただし、経済産業省から当該取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。

（７）前々項の報告は、一般包括役務取引許可を用いて行った役務取引について、取引を行った月ごとに、当該月の末締めの取引実績を翌月末日まで報告するものとする。

（８）一般包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する一般

類する産業用銃

③　①に用いる銃砲弾

④　①②の附属品（暗視機能を有するものを除く。）

⑤　上記のものの部分品

⑥　産業用の発破器

⑦　産業用の火薬、爆薬、これらの火工品

２）　「利用される場合」とは、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に利用されることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において記載され若しくは記録されている場合や、取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

３）　「利用されるおそれがある場合」とは、上記２）以外の場合であって、提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第９条第２項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成１３年経済産業省告示第７５９号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

４）　「利用される疑いがある場合」とは、上記２）、３）以外の場合であって、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に利用される疑いのある場合を指す。

５）　届出は、様式第１３によるものとする。

６）　報告は様式第１７により行うものとする。

１）　同一の契約に係る技術の提供が複数月に亘る場合は最初の提供日を基準にまとめて報告するものとする。

２）当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない技術の提供がある場合は、契約に基づく見込みを記載するものとする。

包括役務取引許可は、その効力を失う。 （９）一般包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。 （１０）法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ｉの２若しくは３の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。 ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」（平成１７・０２ ・２３貿局第６号・輸出注意事項１７第９号）に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式５）の提出により、２（２）②の要件を満たさなくなり、かつ、２（２）①の要件も満たさないときは、当該許可は失効する。	

（別表３）

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許 可 条 件 の 適 用
（１）輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。 （２）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該輸出又は技術の提供が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。	１）需要者が確定していない輸出又は利用する者が確定していない技術の提供（以下「ストック販売」という。）を行う場合にあっては、需要者又は利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国に転売される予定がないことを確認すること（いずれも輸出令別表第３に掲げる地域以外の地域においてストック販売を行う場合のみ確認を行えば足りる。）。 ２）次に掲げる場合は、ストック販売を行わないものに限ること。 ① 輸出令別表第１の１の項（３）に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品であって、自動車用エアバックガス発生器又は自動車用シートベルト引っ張り固定器に用いられるもの（次のいずれかに該当するものに限る。）を「と地域②」に輸出する場合 イ 申請者が株式の過半数を有する者を需要者とするもの ロ 需要者の株式の所有状況等について、①と実質的に同等と特に認められる者を需要者とするもの ② 輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）のうち、「り地域」に輸出する場合 ③ 輸出令別表第１の２の項（３３）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第１条第３８号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合 ④ 輸出令別表第１の３の項（２）７又は９に掲げる貨物（貨物等省令第１条第３８号又は第４０号に該当するものを除く。）であって、半導体

	製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合 ⑤　輸出令別表第１の３の２項（２）４に掲げる貨物のうち、貨物等省令第２条の２第２項第４号の２に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合 ⑥　輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合 ⑦　外為令別表の２の項（２）に掲げる技術であって、貨物等省令第１５条第２項に該当するプログラム（輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」に提供する場合 ⑧　外為令別表の４の項（１）に掲げる技術であって、貨物等省令第１６条第１項第８号に該当するプログラム（輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物であって、貨物等省令第３条９号の２に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とする場合 ３）返送に係る輸出を行うにあたっては、返送のための輸出であること（用途）、輸入元と同一の者に返送すること（需要者）及び返送に係る輸出の条件に適合していることの確認をあらかじめ定められた手続きに従って行うこと。
（３）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき返送に係る輸出を行う際は、	包括許可取扱要領Ⅱの４（１）②イからハのうち当該返送が該当する規定、当該返送に係る輸出の経

当該輸出に先立ち、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証に加えて、以下のすべての書類を作成又は入手すること。

① 輸出者の作成する、当該輸出が返送に係る輸出であることを証する書類

② 返送される貨物の輸入許可通知書又はこれに代わる税関の証明書

③ 返送される貨物が輸入された際のインボイス、B/L（船荷証券）、AWB（航空貨物運送状）又はパッキングリストのいずれか一つ

（4）次に掲げる輸出又は技術の提供については、当該輸出又は技術の提供に先立ち、需要者又は利用する者から提出書類通達様式２の誓約書を取得すること。

① 輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）のうち、「り地域」を仕向地とする場合

② 輸出令別表第１の２の項（３３）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第３８号イに該当するもののうち、「ろ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする場合

③ 輸出令別表第１の３の項（２）７又は９に掲げる貨物（貨物等省令第１条第３８号又は第４０号に該当するものを除く。）のうち、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」を仕向地とする場合

④ 輸出令別表第１の３の２項（２）４に掲げる貨物であって、貨物等省令第２条の２第２項第４号の２に該当するもののうち、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」を仕向地とする場合

⑤ 輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする場合

⑥ 外為令別表の２の項（２）に掲げる技術であって、貨物等省令第１５条第２項に該当するプログラム（輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限緯、輸出される貨物の概要（輸出される貨物が輸出令別表第１の１の項に該当しないことの確認を含む。）、本邦における当該貨物の取扱の状況、輸入元及び当初の船積地域を記載事項として盛り込むこと。また、当該返送に係る輸出がⅡの４（１）②イに該当する場合は修理依頼書（クレームノート）又は修理承諾書（クレーム承諾書）、Ⅱの４（１）②ロに該当する場合は貨物の荷受人又は需要者が作成する、当該貨物の返送を求める書類を、それぞれ参考資料として入手し、（７）の対象書類としてあわせて保存すること。

誓約書の記載については、提出書類通達別記１（カ）及び別記２に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

① 貨物等の説明（同様式２第２節(a)）の欄及び契約番号／契約のサイン日（同様式２第２節(c)）の欄は輸出者と包括的な契約等があれば、その契約書等に記載されている貨物等及び契約番号を記載すること。該当する契約等がない場合には、貨物等の説明（同様式２第２節(a)）の欄に、予定するまたは想定される貨物等の内容を記載し、契約番号／契約のサイン日（同様式２第２節(c)）は空欄で構わない。

② 輸出する貨物等の数量・重量（（同様式２第２節(b)）は空欄で構わない。

③ 貨物等の用途（（同様式２第３節(a)）は、（同様式２第２節(a)）に記載した貨物等の用途を記載すること。

手続きについては、提出書類通達Ⅲの１に規定する手続きによるものとする。

る。）の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」に提供する場合 ⑦　外為令別表の４の項（１）に掲げる技術であって、貨物等省令第１６条第１項第８号に該当するプログラム（輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物であって、貨物等省令第３条９号の２に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とする場合	
（５）前項で取得した誓約書に基づき、最終需要者から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。	
（６）特別一般包括輸出許可に係る輸出であって、輸出令別表第１の２の項（３）に掲げる貨物について、１月から６月までの実績を７月末日までに、また７月から１２月までの実績を翌年１月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。	報告するときは様式第２３により行うものとする。
（７）次に掲げる輸出又は技術の提供について、（１４）の届出を行った者は、１月から６月までの実績を７月末日までに、また７月から１２月までの実績を翌年１月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出又は技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。	
①　輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）のうち、「り地域」に輸出するもの	１）報告するときは様式第１８により行うものとする。
②　輸出令別表第１の２の項（３３）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第３８号イに該当するもののうち、「ろ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、半導体を製造する者を需要者とするもの	２）報告するときは様式第１８の２により行うものとする。

③　輸出令別表第１の３の項（２）７又は９に掲げる貨物（貨物等省令第１条第３８号又は第４０号に該当するものを除く。）のうち、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの	３）報告するときは様式第１８の３により行うものとする。
④　輸出令別表第１の３の２項（２）４に掲げる貨物であって、貨物等省令第２条の２第２項第４号の２に該当するもののうち、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、半導体を製造する者を需要者とするもの	４）報告するときは様式第１８の４により行うものとする。
⑤　輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする高分子材料の製造工程に用いられるもの	５）報告するときは様式第１８の５により行うものとする。
⑥　外為令別表の２の項（２）に掲げる技術であって、貨物等省令第１５条第２項に該当するプログラム（輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」に提供するもの	６）報告するときは様式第１８により行うものとする。
⑦　外為令別表の４の項（１）に掲げる技術であって、貨物等省令第１６条第１項第８号に該当するプログラム（輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物であって、貨物等省令第３条９号の２に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とするもの	７）報告するときは様式第１８の５により行うものとする。
（８）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出又は技術の提供時から少なくとも、輸出令別表第１の２から	

４までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の２から４までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は７年間、輸出令別表第１の５から１５までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の５から１４までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は５年間、返送に係る輸出の場合は７年間保存すること。

（９）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の有効期間内において、毎年７月１日から３１日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。

１）輸出者等概要・自己管理チェックリストの様式は、輸出管理内部規程の届出等について（平成１７・０２ ・２３貿局第６号輸出注意事項１７第９号）の様式３に定めるものとする。

２）直近とは、輸出者等概要・自己管理チェックリストの各項目に定める期間とする。

３）初めて包括許可を申請した者であって 、その申請が５月１日から７月３１日までに行われたものであるときは、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。

４）２以上の包括許可を保有する者にあっては、保有する包括許可の数にかかわらず１通の提出のみとする。

（１０）輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、１か月以内に経済産業大臣に報告すること。

１）報告するときは、輸出管理内部規程の届出等について（平成１７・０２ ・２３貿局第６号輸出注意事項１７第９号）の様式４によるものとする。

２）２以上の包括許可を保有する者にあっては、保有する包括許可の数にかかわらず１通の提出のみとする。

（１１）核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に用いられる（利用される）場合、用いられる（利用される）おそれがある場合、その疑いのある場合又はそのいずれにも該当しない場合であって軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関を需要者（利用する者）とする場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出又は取引に対して特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。

（表１）

用途 ＼ 仕向地（提供地）	核兵器等の開発等	その他の軍事用途

１）「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が３００キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。

「その他の軍事用途」とは、輸出令別表第１の１の項に該当する貨物（次に掲げるものを除く。）の開発、製造又は使用を指す（核兵器等の開発等に該当するものを除く。）。

① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであって、スポーツ用又は狩猟用のもの

② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃

③ ①に用いる銃砲弾

④ ①②の附属品（暗視機能を有するものを除く。）

⑤ 上記のものの部分品

用いられる（利用される）場合	輸出令別表第３に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられる（利用される）おそれがある場合	輸出令別表第３に掲げる地域	失効（注２）	
	上記以外	失効	
用いられる（利用される）疑いがある場合	輸出令別表第３に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

（表２）

仕向地（提供地）	輸出令別表第３に掲げる地域以外
輸出される貨物（提供される技術）の需要者（利用する者）が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関である場合	届出（注３）

（注１）表中、「失効」は、当該輸出又は取引について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該輸出又は取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

「報告」は、当該輸出又は取引を行った後に当該輸出又は取引の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

（注２）核兵器等の開発等のために用いられる又は利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

（注３）輸出される貨物又は提供される技術がストック販売される場合にあっては、需要者又は利用する者が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるおそれが少ないと認められる場合は届出を行うことを要しない。

⑥　産業用の発破器

⑦　産業用の火薬、爆薬、これらの火工品

２）「用いられる（利用される）場合」とは、輸出される貨物（提供される技術）が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる（利用される）こととなる旨、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）又はこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

３）「用いられる（利用される）おそれがある場合」とは、上記２）以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（平成１３年経済産業省令第２４９号）若しくは提供される技術が「貿易関係貿易外取引等に関する省令第９条第２項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」（平成１３年経済産業省告示第７５９号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられる（利用される）おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

４）「用いられる（利用される）疑いがある場合」とは、上記２）、３）以外の場合であって、輸出される貨物（提供される技術）が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる（利用される）疑いのある場合を指す。

５）軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関とは、軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関（警察及び情報機関を含む。）及びこれらの機関に属する機関をいう。

ただし、これらの機関を需要者（利用する者）とする場合であっても、懸念がないことが明らかな場合として次に掲げるものに該当する場合は届出を行うことを要しない。

１．病院等において、医療行為に用いられることが明らかな場合

２．会計事務等の事務処理のために用いられることが明らかな場合

３．もっぱら事故・災害防止又は人命救助のために用いられることが明らかな場合

６）届出は、様式第１３によるものとする。

	７）報告は様式第１６により行うものとする。 ８）おそれが少ないと認められる場合とは、輸出される貨物（提供される技術）と同種の貨物（技術）が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関に提供される旨、又は同種の貨物（技術）が過去提供された旨、当該輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合及び貨物の輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合のいずれにも該当しない場合をいう。
（１２）前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から１４日間、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を用いて、当該輸出又は取引を行わないこと（ただし、経済産業省から当該輸出又は取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。	
（１３）前々項の報告は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を用いて行った貨物の輸出又は役務取引について、輸出又は取引を行った月ごとに、当該月の末締めの輸出又は取引実績を翌月末日までに報告するものとする。	１）同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月に亘る場合は最初の輸出日又は提供日を基準にまとめて報告するものとする。 ２）当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は技術の提供がある場合は、契約に基づく見込みを記載するものとする。
（１４）次に掲げる輸出又は技術の提供については、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。	
①　輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）を、「り地域」に輸出する場合	１）届出は、様式第１４によるものとする。
②　輸出令別表第１の２の項（３３）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第１条第３８号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合	２）届出は、様式第１４の２によるものとする。
③　輸出令別表第１の３の項（２）７又は９に掲げる貨物（貨物等省令第１条第３８号又は第４０号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合	３）届出は、様式第１４の３によるものとする。

④　輸出令別表第１の３の２項（２）４に掲げる貨物のうち、貨物等省令第２条の２第２項第４号の２に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合	４）届出は、様式第１４の４によるものとする。
⑤　輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合	５）届出は、様式第１４の５によるものとする。
⑥　外為令別表の２の項（２）に掲げる技術であって、貨物等省令第１５条第２項に該当するプログラム（輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」に提供する場合	６）届出は、様式第１４によるものとする。
⑦　外為令別表の４の項（１）に掲げる技術であって、貨物等省令第１６条第１項第８号に該当するプログラム（輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物であって、貨物等省令第３条９号の２に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とする場合	７）届出は、様式第１４の５によるものとする。
（１５）前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を用いて、当該輸出を行わないこと。	
（１６）前々項の届出を行った場合、14日間を経過した後に届出と同一の輸入者（買主及び荷受人をいう。）、需要者及び装置納入先に対して、再度、輸出を行う際は、経済産業大臣に届け出ることは不要とする。	
（１７）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲の輸出又は取引をしようとする場合であって、その輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出又は取	

引に対する特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、その効力を失う。 （１８）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。 （１９）法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅱの２若しくは３の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」（平成１７・０２・２３貿局第６号・輸出注意事項１７第９号）に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式５）の提出により、２（２）の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効する。	

（別表４）

特別一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
（１）輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。 （２）特別一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行う際は、当該提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該技術の提供が特別一般包括役務取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。	１）利用する者が確定していない技術の提供（以下「ストック販売」という。）を行う場合にあっては、利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括役務取引許可を適用することができない第三国に転売される予定がないことを確認すること（いずれも輸出令別表第３に掲げる地域以外の地域においてストック販売を行う場合のみ確認を行えば足りる。）。 ２）次に掲げる場合は、ストック販売を行わないものに限ること。 ①　外為令別表の２の項（２）に掲げる技術であって、貨物等省令第１５条第２項に該当するプログラム（輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」に提供する場合 ②　外為令別表の４の項（１）に掲げる技術であって、貨物等省令第１６条第１項第８号に該当するプログラム（輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物であって、貨物等省令第３条９号の２に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とする場合 ３）返送に係る技術の提供を行うにあたっては、返送のための技術であること（用途）、提供元と同一の者に返送すること（利用する者）及び返送に係る技術の提供の条件に適合し ていることの確認をあらかじめ定められた手続きに従って行うこと。
（３）特別一般包括役務取引許可に基づき返送に係る技術の提供を行う際は、当該提供に先立ち、当該技術の提供が返送に係る技術の提供であることを証する書類を作成すること。	包括許可取扱要領Ⅱの４（２）②イからニのうち当該返送が該当する規定、当該返送に係る技術の提供の経緯、提供される技術の概要（提供される技術が外為令別表の１の項に該当しないことの確認を含む。）、本邦における当該技術の取扱の状況及び提供元を記載事項として盛り込むこと。また、当該返送に係る技術の提供がⅡの４（２）②ロに該当する場合は修理依頼書

	（クレームノート）又は修理承諾書（クレーム承諾書）、Ⅱの４（２）②ハに該当する場合は取引の相手方又は利用する者が作成する当該技術の返送を求める書類、Ⅱの４（２）②ニに該当する場合は当該技術が無償で本邦に提供され及び外国に提供されることを証する書類を参考資料として入手し、（４）の対象書類としてあわせて保存すること。
（４）次に掲げる場合は、当該技術の提供に先立ち、利用する者から提出書類通達様式２の誓約書を取得すること。 ①　外為令別表の２の項（２）に掲げる技術であって、貨物等省令第１５条第２項に該当するプログラム（輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」に提供する場合 ②　外為令別表の４の項（１）に掲げる技術であって、貨物等省令第１６条第１項第８号に該当するプログラム（輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物であって、貨物等省令第３条９号の２に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とする場合	誓約書の記載については、提出書類通達別記１（カ）及び別記２に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。 ①　貨物等の説明（同様式２第２節(a)）の欄及び契約番号／契約のサイン日（同様式２第２節(c)）の欄は輸出者と包括的な契約等があれば、その契約書等に記載されている貨物等及び契約番号を記載すること。該当する契約等がない場合には、貨物等の説明（同様式２第２節(a)）の欄に、予定するまたは想定される貨物等の内容を記載し、契約番号／契約のサイン日（同様式２第２節(c)）は空欄で構わない。 ②　輸出する貨物等の数量・重量（(同様式２第２節(b)）は空欄で構わない。 ③　貨物等の用途（(同様式２第３節(a)）は、(同様式２第２節(a)）に記載した貨物等の用途を記載すること。 手続きについては、提出書類通達Ⅲの１に規定する手続きによるものとする。
（５）前項で取得した誓約書に基づき、利用する者から再提供（当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合に限る。）に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。	
（６）　特別一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、技術の提供時から少なくとも、外為令別表の２から４までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は７年間、外為令別表の５から１５までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は５年間、返送に係る技術の提供の場合は７年間保存すること。	
（７）　特別一般包括役務取引許可の有効期間内において、毎年７月１日から３１日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。	１）輸出者等概要・自己管理チェックリストの様式は、輸出管理内部規程の届出等について（平成１７・０２・２３貿局第６号輸出注意事項１７第９号）の様式３に定めるものとする。

		2）直近とは、輸出者等概要・自己管理チェックリストの各項目に定める期間とする。 3）初めて包括許可を申請した者であって 、その申請が５月１日から７月３１日までに行われたものであるときは、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。 4） ２以上の包括許可を保有する者にあっては、保有する包括許可の数にかかわらず１通の提出のみとする。
（8）包括許可取扱要領Ⅱの４（２）①に該当する特別一般包括役務取引に係る技術の提供のうち、輸出令別表第３に掲げる地域以外の外国において輸出令別表第１の２から１５の項までのいずれかに該当する貨物を製造するために用いられる外為令別表の２から１４の項までのいずれかに該当する設計又は製造に係る技術の提供の年間（暦年）の実績をその実績に係る年の翌年１月末日までに経済産業大臣に報告すること。	報告するときは様式第１５によるものとする。	
（9）次に掲げる技術の提供について、（１０）の届出を行った者は、１月から６月までの実績を７月末日までに、また７月から１２月までの実績を翌年１月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。		
① 外為令別表の２の項（２）に掲げる技術であって、貨物等省令第１５条第２項に該当するプログラム（輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」に提供するもの	1）報告するときは様式第１８により行うものとする。	
② 外為令別表の４の項（１）に掲げる技術であって、貨物等省令第１６条第１項第８号に該当するプログラム（輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物であって、貨物等省令第３条９号の２に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とするもの	2）報告するときは様式第１８の５により行うものとする。	
（１０）次に掲げる技術の提供については、事前に経		

済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

① 外為令別表の２の項（２）に掲げる技術であって、貨物等省令第１５条第２項に該当するプログラム（輸出令別表第１の２の項（１２）１に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条１４号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」に提供するもの

1）届出は、様式第１４によるものとする

② 外為令別表の４の項（１）に掲げる技術であって、貨物等省令第１６条第１項第８号に該当するプログラム（輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる貨物であって、貨物等省令第３条９号の２に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とするもの

2）届出は、様式第１４の５によるものとする。

（１１） 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、１か月以内に経済産業大臣に報告すること。

1） 報告するときは、輸出管理内部規程の届出等について（平成１７・０２・２３貿局第６号輸出注意事項１７第９号）の様式４によるものとする。

2） ２以上の包括許可を保有する者にあっては、保有する包括許可の数にかかわらず１通の提出のみとする。

（１２） 核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に利用される場合、利用されるおそれがある場合、その疑いのある場合又はそのいずれにも該当しない場合であって軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関を利用する者とする場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して特別一般包括役務取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。

（表１）

用途	提供地	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
利用される場合	輸出令別表第３に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効

1） 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が３００キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。

「その他の軍事用途」とは、輸出令別表第１の１の項に該当する貨物（次に掲げるものを除く。）の開発、製造又は使用を指す（核兵器等の開発等に該当するものを除く。）。

① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであって、スポーツ用又は狩猟用のもの
② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃
③ ①に用いる銃砲弾
④ ①②の附属品（暗視機能を有するものを除く。）
⑤ 上記のものの部分品
⑥ 産業用の発破器
⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品

利用されるおそれがある場合	輸出令別表第３に掲げる地域	失効（注２）	
	上記以外	失効	
利用される疑いがある場合	輸出令別表第３に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

（表２）

提供地	輸出令別表第３に掲げる地域以外
提供される技術を利用する者が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関である場合	届出（注３）

（注１）表中、「失効」は、当該取引について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

「報告」は、当該取引を行った後に当該取引の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

（注２）核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

（注３）提供される技術がストック販売される場合にあっては、利用する者が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるおそれが少ないと認められる場合は届出を行うことを要しない。

２）「利用される場合」とは、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に利用されることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において記載され若しくは記録されている場合や、取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

３）「利用されるおそれがある場合」とは、上記２）以外の場合であって、提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第９条第２項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成１３年経済産業省告示第７５９号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

４）「利用される疑いがある場合」とは、上記２）、３）以外の場合であって、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に利用される疑いのある場合を指す。

５）軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関とは、軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関（警察及び情報機関を含む。）及びこれらの機関に属する機関をいう。

ただし、これらの機関を利用する者とする場合であっても、懸念がないことが明らかな場合として次に掲げるものに該当する場合は届出を行うことを要しない。

１．病院等において、医療行為に用いられることが明らかな場合

２．会計事務等の事務処理のために用いられることが明らかな場合

３．もっぱら事故・災害防止又は人命救助のために用いられることが明らかな場合

６）届出は、様式第１３によるものとする。

７）報告は様式第１７により行うものとする。

８）おそれが少ないと認められる場合とは、提供される技術と同種の技術が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関に提供される旨、又は同種の技術が過去提供された旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合及び取引の相手方若しくは利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合のいずれにも該当しない場合をいう。

（１３）　前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から１４日間、特別一般包括役務取引許可を用いて、当該取引を行わないこと（ただし、経済産業省から当該取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。 （１４）　前々項の報告は、特別一般包括役務取引許可を用いて行った役務取引について、取引を行った月ごとに、当該月の末締めの取引実績を翌月末日までに報告するものとする。 （１５）　特別一般包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する特別一般包括役務取引許可は、その効力を失う。 （１６）　特別一般包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。 （１７）法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅱの２若しくは３の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」（平成１７・０２・２３貿局第６号・輸出注意事項１７第９号）に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式５）の提出により、２（２）の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効する。	１）　同一の契約に係る技術の提供が複数月に亘る場合は最初の提供日を基準にまとめて報告するものとする。 ２）当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない技術の提供がある場合は、契約に基づく見込みを記載するものとする。

（別表５）

特定包括輸出許可の条件	許可条件の適用
（１）輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。	
（２）輸入者と需要者が異なる場合は、貨物の輸出を行おうとする時に契約書その他の申請者が入手した文書等により、輸出しようとする貨物が需要者に到達することが確からしいか確認すること。	
（３）最終需要者から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。	手続きについては、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年４月２日付け平成24・03・23貿局第１号・輸出注意事項24第18号）Ⅲの１に規定する手続によるものとする。
（４）特定包括輸出許可に係る輸出の年間（暦年）の実績をその実績に係る年の翌年１月末日までに経済産業大臣に報告すること。ただし、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成１２年３月３１日付け平成１２・０３・１７貿局第４号・輸出注意事項１２第１５号・輸入注意事項１２第８号）に定めるところにより特定包括輸出許可の申請を行った者についてはこの限りでない（なお、輸出令別表第１の１の項に係るものを除く。）。	報告するときは様式第１９により行うものとする。
（５）特定包括輸出許可に係る輸出（輸出令別表第１の２の項（３）に掲げる貨物に限る。）の１月から６月までの実績を７月末日までに、また７月から１２月までの実績を翌年１月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。	報告するときは様式第２３により行うものとする。
（６）特定包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第１の１から４までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は７年間、輸出令別表第１の５から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は５年間保存すること。	
（７）特定包括輸出許可の有効期間内において、毎年７月１日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。	１）輸出者等概要・自己管理チェックリストの様式は、輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第６号輸出注意事項17第９号）の様式３に定めるものとする。 ２）直近とは、輸出者等概要・自己管理チェックリストの各項目に定める期間とする。 ３）初めて包括許可を申請した者であって、その申請が５月１日から７月31日までに行われたものであるときは、輸出者等概要・自己管理チェックリストに

（８）輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、１か月以内に経済産業大臣に報告すること。

（９）核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して特定包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

用途	仕向地	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
用いられる場合	輸出令別表第３に掲げる地域		
	上記以外	失効	失効
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第３に掲げる地域		
	上記以外	失効	
用いられる疑いがある場合	輸出令別表第３に掲げる地域		
	上記以外	届出	届出

（注）表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。

４）２以上の包括許可を保有する者にあっては、保有する包括許可の数にかかわらず１通の提出のみとする。

１）報告するときは、輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第６号輸出注意事項17第９号）の様式４によるものとする。

２）２以上の包括許可を保有する者にあっては、保有する包括許可の数にかかわらず１通の提出のみとする。

１）「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。

「その他の軍事用途」とは、輸出令別表第１の１の項に該当する貨物（次に掲げるものを除く。）の開発、製造又は使用を指す（核兵器等の開発等に該当するものを除く。）。

① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであって、スポーツ用又は狩猟用のもの

② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃

③ ①に用いる銃砲弾

④ ①②の附属品（暗視機能を有するものを除く。）

⑤ 上記のものの部分品

⑥ 産業用の発破器

⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品

２）「用いられる場合」とは、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられることとなる旨、貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

３）「用いられるおそれがある場合」とは、上記２）以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（平成13年経済産業省令第249号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

（１０）前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定包括輸出許可を用いて、当該貨物の輸出を行わないこと（ただし、経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。 （１１）特定包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特定包括輸出許可は、その効力を失う。 （１２）特定包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。 （１３）法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅲの２若しくは３の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」（平成１７・０２・２３貿局第６号・輸出注意事項１７第９号）に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式５）の提出により、２（２）の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効する。	４）「用いられる疑いがある場合」とは、上記２）、３）以外の場合であって、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事的用途に用いられる疑いのある場合を指す。 ５）届出は、様式第１３によるものとする。

（別表６）

特定包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
（１）輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。 （２）取引の相手方と利用する者が異なる場合は、技術の提供を行おうとする時に契約書その他の申請者が入手した文書等により、提供しようとする技術が利用する者に到達することが確からしいか確認すること。	
（３）最終需要者から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。	手続きについては、輸出許可・役務取引許可・媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年４月２日付け平成24・03・23貿局第１号・輸出注意事項24第18号）Ⅲ．の１．及び２．に規定する手続によるものとする。
（４）特定包括役務取引許可に係る取引の年間（暦年）の実績をその実績に係る年の翌年１月末日までに経済産業大臣に報告すること。	報告するときは、様式第１９によるものとする。
（５）特定包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、技術の提供時から少なくとも、外為令別表の１から４までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は７年間、外為令別表の５から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は５年間保存すること。	
（６）特定包括役務取引許可の有効期間内において、毎年７月１日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。	１）輸出者等概要・自己管理チェックリストの様式は、輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第６号輸出注意事項17第９号）の様式３に定めるものとする。 ２）直近とは、輸出者等概要・自己管理チェックリストの各項目に定める期間とする。 ３）初めて包括許可を申請した者であって、その申請が５月１日から７月31日までに行われたものであるときは、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。 ４）２以上の包括許可を保有する者にあっては、保有する包括許可の数にかかわらず１通の提出のみとする。
（７）輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときには、１か月以内に経済産業大臣に報告すること。	１）報告するときは、輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第６号輸出注意事項17第９号）の様式４によるものとする。 ２）２以上の包括許可を保有する者にあっては、保有する包括許可の数にかかわらず１通の提出のみとする。

（８）核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に利用される場合、利用されるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して特定包括役務取引許可が効力を失い又は、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

用途	提供地	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
利用される場合	輸出令別表第３に掲げる地域		
	上記以外	失効	失効
利用されるおそれがある場合	輸出令別表第３に掲げる地域		
	上記以外	失効	
利用される疑いがある場合	輸出令別表第３に掲げる地域		
	上記以外	届出	届出

（注）表中、「失効」は、当該取引について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

（９）前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定包括役務取引許可を用いて、当該取引を行わないこと（ただし、経済産業省から当

１）「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。

「その他の軍事用途」とは、輸出令別表第１の１の項に該当する貨物（次に掲げるものを除く。）の開発、製造又は使用を指す（核兵器等の開発等に該当するものを除く。）。

① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであって、スポーツ用又は狩猟用のもの
② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃
③ ①に用いる銃砲弾
④ ①②の附属品（暗視機能を有するものを除く。）
⑤ 上記のものの部分品
⑥ 産業用の発破器
⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品

２）「利用される場合」とは、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において記載され若しくは記録されている場合や、取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

３）「利用されるおそれがある場合」とは、上記２）以外の場合であって、提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第９条第２項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成 13 年経済産業省告示第 759 号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

４）「利用される疑いがある場合」とは、上記２）、３）以外の場合であって、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に利用される疑いのある場合を指す。

５） 届出は、様式第１３によるものとする。

該取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。 （１０）特定包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する特定包括役務取引許可は、その効力を失う。 （１１）特定包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。 （１２）法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅲの２若しくは３の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」（平成１７・０２・２３貿局第６号・輸出注意事項１７第９号）に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式５）の提出により、２（２）の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効する。	

（別表７）

特別返品等包括輸出・役務取引許可の条件	許 可 条 件 の 適 用
（１）本許可は、次のいずれかに該当する場合に限り、適用することができる。 ①　輸出令別表第３に掲げる地域を仕向地（本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限り、輸出令別表第３の２又は別表第４に掲げる地域を経由する場合を除く。）として、本邦において使用するために輸入された輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修理若しくは異品のためのみの貨物の輸出 ②　輸出令別表第３に掲げる地域において提供する技術であって、本邦において使用するために提供された外為令別表１の中欄に掲げる技術の不具合による返品、修理若しくは異品のためのみに提供するもの （２）本許可に基づき輸出又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、本許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。 （３）特別返品等包括輸出・役務取引許可に基づき輸出をした貨物又は提供した技術であって、修理等の後に、本邦に積み戻すべきもの又は回収を行うべきものについては、本邦に確実に積み戻し又は回収を行うこと。	
（４）特別返品等包括輸出・役務取引許可に係る貨物の輸出又は技術の提供の１月から６月までの実績を７月末日までに、また７月から１２月までの実績を翌年１月末日までに経済産業大臣に報告すること。	報告するときは、様式第２０によるものとする。
（５）特別返品等包括輸出・役務取引許可に基づき貨物の輸出又は技術の提供を行った際の資料を、輸出又は提供時から少なくとも７年間保存すること（ただし、輸出令別表第１の１の項の（５）、（６）、（10）～（12）に掲げる貨物の輸出又は外為令別表のうち、当該貨物の設計、製造又は使用に係る技術の提供の場合は５年間保存すること）。	輸出又は技術提供の実績を証する書類として、「修理依頼書（クレームノート）」、「修理承諾書（クレーム承諾書）」及び「輸入時のインボイス等」については必ず保存する。（各書類については、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成 24 年４月２日付け平成 24・03・23 貿局第１号・輸出注意事項 24 第 18 号）の別記１の（ソ）、（タ）及び（チ）に準ずる。）

（６）特別返品等包括輸出・役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。 （７）法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅳの２若しくは３の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」（平成１７・０２・２３貿局第６号・輸出注意事項１７第９号）に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式５）の提出により、２（１）の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効するものとし、特別返品等包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。	

（別表８）

特定子会社包括輸出・役務取引許可の条件	許 可 条 件 の 適 用
（１） 輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。 （２）特定子会社包括輸出・役務取引許可を適用し貨物の輸出又は技術の提供を行う場合には、特定子会社に対し、適用する特定子会社包括輸出・役務取引許可の番号を通知するとともに、申請時に提出した特定子会社の誓約書の確実な実施のための貨物及び技術の管理（管理とは、特定子会社包括輸出・役務取引許可を適用し輸出された貨物又は提供された技術を記録し、適切な用途に用いられていることについて、適時確認すること等をいう。以下同じ。）を徹底させ、その実施状況について年１回報告させるよう指示すること。	
（３）特定子会社から再輸出等に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意の手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。	手続きについては、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年４月２日付け平成24・03・23貿局第１号・輸出注意事項24第18号）Ⅲ．の１．及び２．に規定する手続によるものとする。
（４） 特定子会社包括輸出・役務取引許可に係る輸出又は取引の年間（暦年）の実績をその実績に係る年の翌年１月末日までに経済産業大臣に報告すること（特定子会社を輸入者又は取引の相手方として、特定子会社又は最終需要者等（包括許可取扱要領Ｖの６（３）（イ）に規定する最終需要者等）に対する輸出又は取引（ストック販売）の年間（暦年）の実績を含む。）。ただし、包括許可取扱要領Ｖの５（２）③に係る技術の提供については、実績報告の対象としない。なお、経済産業省から求めがあった時は、この限りではない。 また、輸入者又は取引の相手方となる特定子会社における貨物の保管、再販売若しくは再輸出又は技術の保管、再提供の状況を半年毎に経済産業大臣に報告すること。	１）報告するときは様式第２１により行うものとする。 ２）特定子会社における貨物の保管、再販売若しくは再輸出又は技術の再提供の状況の報告をするときは、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年４月２日付け平成24・03・23貿局第１号・輸出注意事項24第18号）様式第１５により行うものとする。
（５）特定子会社包括輸出・役務取引許可に係る輸出貨物又は提供技術について、当該貨物又は技術を特定子会社から他の特定子会社又は最終需要者等に対して再販売若しくは再輸出又は再提供を行った場合の年間（暦年）の実績をその実績に係る年の翌年１月末日までに経済産業大臣に報告すること。	報告するときは、様式第２２によるものとする。
（６）特定子会社包括輸出・役務取引許可に基づき輸	

出又は技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時又は技術の提供時から少なくとも、輸出令別表第１の２から４までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の２から４までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供若しくは包括許可取扱要領Ｖの５（２）③に係る技術の提供の場合は７年間、輸出令別表第１の５から１４までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の５から１４までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は５年間保存すること。

（７）特定子会社包括輸出・役務取引許可の有効期間内において、毎年７月１日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。

１）　輸出者等概要・自己管理チェックリストの様式は、輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02･23貿局第６号輸出注意事項17第９号）の様式３に定めるものとする。

２）　直近とは、輸出者等概要・自己管理チェックリストの各項目に定める期間とする。

３）　初めて包括許可を申請した者であって、その申請が５月１日から７月31日までに行われたものであるときは、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。

４）　２以上の包括許可を保有する者にあっては、保有する包括許可の数にかかわらず１通の提出のみとする。

（８）　輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、１か月以内に経済産業大臣に報告すること。

１）　報告するときは、輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02･23貿局第６号輸出注意事項17第９号）の様式４によるものとする。

２）　２以上の包括許可を保有する者にあっては、保有する包括許可の数にかかわらず１通の提出のみとする。

（９）　核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる若しくは利用される場合、用いられる若しくは利用されるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出又は取引に対して特定子会社包括輸出・役務取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

用途	仕向地又は提供地	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
用いられる又は利用される場合	輸出令別表第３に掲げる地域		
	上記以外	失効	失効

１）　「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。「その他の軍事用途」とは、輸出令別表第１の１の項に該当する貨物（次に掲げるものを除く。）の開発、製造又は使用を指す（核兵器等の開発等に該当するものを除く。）。

①　空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであって、スポーツ用又は狩猟用のもの

②　救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃

③　①に用いる銃砲弾

④　①②の附属品（暗視機能を有するものを除く。）

⑤　上記のものの部分品

用いられる又は利用されるおそれがある場合	輸出令別表第３に掲げる地域		
	上記以外	失効	
用いられる又は利用される疑いがある場合	輸出令別表第３に掲げる地域		
	上記以外	届出	届出

（注） 表中、「失効」は、当該輸出又は取引について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該輸出又は取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

（１０） 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定子会社包括輸出・役務取引許可を用いて、当該輸出又は取引を行わないこと（ただし、経済産業省から当該輸出又は取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。

（１１） 特定子会社包括輸出・役務取引許可の範囲の輸出又は取引をしようとする場合であって、その輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出又は取引に対する特定子会社包括輸出・役務取引許可は、その効力を失う。

（１２） 特定子会社包括輸出・役務取引許可の範囲

⑥ 産業用の発破器

⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品

２） 「用いられる又は利用される場合」とは、輸出される貨物又は提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる又は利用されることとなる旨、貨物の輸出又はその取引に関する契約書又は輸出者若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者若しくは取引の相手方又は需要者若しくは当該技術を利用する者又はこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

３） 「用いられる又は利用されるおそれがある場合」とは、上記２）以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（平成13年経済産業省令第249号）若しくは提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第９条第２項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられる又は利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

４）「用いられる又は利用される疑いがある場合」とは、上記２）、３）以外の場合であって、輸出される貨物又は提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事的用途に用いられる又は利用される疑いのある場合を指す。

５） 届出は、様式第１３によるものとする。

は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。 （１３） 特定子会社包括を適用し、特定子会社に対して輸出された貨物又は提供された技術の管理等について、報告を求めることがある。 （１４）法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ｖの２、３若しくは４の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可の全部又は一部を取り消されることがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」（平成１７・０２ ・２３貿局第６号・輸出注意事項１７第９号）に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式５）の提出により、３（３）の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効するものとし、特定子会社包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。	

（別表８の２）

展示会等包括役務取引許可の条件	許 可 条 件 の 適 用
（１）輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。 （２）包括許可取扱要領Ⅵの２及び３の要件に従い技術の提供を行う場合には、事前に基本技術情報に係る関係行政機関の長の意見書等を得た技術であること。	
（３）展示会等包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を、提供時から少なくとも７年間保存すること（ただし、外為令別表のうち、輸出令別表第１の１の項の（５）、（６）、（10）から（12）までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術の提供の場合は５年間保存すること）。	基本技術情報に係る関係行政機関の長の意見書等の写しは必ず保存すること。
（４）展示会等包括役務取引許可に係る提供であって、その状況について経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。	
（５）輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、１か月以内に経済産業大臣に報告すること。	１）　報告するときは、輸出管理内部規程の届出等について（平成１７・０２・２３貿局第６号輸出注意事項１７第９号）の様式４によるものとする。 ２）　２以上の包括許可を保有する者にあっては、保有する包括許可の数にかかわらず１通の提出のみとする。
（６）展示会等包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。 （７）法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅵの１若しくは２の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。	

（別表９）

Ⅲ５(5)①a)及びｂ）並びに②a)及びb)のなお書きの貨物
・輸出令別表第１の２の項(12)に掲げる測定装置であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられる非接触型測定装置 ・輸出令別表第１の２の項(33)に掲げる圧力計であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの ・輸出令別表第１の２の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品（ただし、半導体の露光装置用の電源に限る） ・輸出令別表第１の３の項(2)２に掲げる貯蔵容器であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの ・輸出令別表第１の３の項(2)３に掲げる熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの ・輸出令別表第１の３の項(2)７に掲げる弁又は９に掲げるポンプ ・輸出令別表第１の３の２の項(2)４に掲げるクロスフローろ過用の装置の部分品であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの ・輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる混合機又はその部分品であって高分子材料の製造工程に用いられるもの

（別表１０）

Ⅲ５(5)の①ａ並びに②ａ）のただし書きの貨物及び技術
・輸出令別表第１の７の項（１６）、（１７）、（１７の２）又は（１９）に掲げる貨物であって、貨物等省令第６条第１７号へ（２）若しくは（3）、第１７号の３イからハまで、第１７号の４又は第１９号イ若しくはホのいずれかに該当するもの ・外為令別表の７の項（２）に掲げる技術（貨物等省令第６条第１７号へ（２）又は（３）のいずれかに該当するものに限る。）